

# 所得税制における税率と控除の所得再分配効果\*

金 田 陸 幸

## 概要

1980年代から2000年代前半にかけて日本では所得税制に関する税制改革が行われてきたが、特に1990年代までの税制改革では控除の拡大による課税ベースの縮小や税率のフラット化が実施された。本稿では、格差指標のひとつであるタイル尺度を用いて、所得税の所得再分配効果を税率効果と控除効果に分解し、所得階級、年齢階級、主とする収入別のグループごとにそれぞれの効果を比較することで、過去の税制改革を公平性の観点から論じる。分析の結果、過去の税制改革によって所得再分配効果が低下していること、特に年齢階級別の結果から控除による所得再分配効果の低下は高齢世代内および年齢階級間の問題であることが明らかとなった。

キーワード：所得税、税制改革、所得再分配効果

## 目次

1. はじめに
2. 既存研究
3. 分析で用いるデータ
4. 所得再分配効果の計測
5. 分析結果
6. おわりに

---

\* 本稿の分析で用いるデータセットは、統計法に基づいて、神戸大学マイクロデータセンター（KUMiC）より総務省『全国消費実態調査』に関する匿名データの提供を受け、独自に作成・処理したものである。データの提供に深く感謝したい。

## 1. はじめに

1990年代後半から2000年代前半にかけて、日本では所得格差に関する議論が盛んになされてきた。日本の所得格差は拡大しているという議論がある一方で、大竹（2005）や小塩（2006）が指摘するように、所得格差拡大の原因は高齢化によるところが大きいという見解もある。税制が所得格差に与える影響を分析した研究も蓄積されており、日本の所得税制は所得格差の是正に寄与することが知られている。しかし、1980年代後半の抜本的税制改革以降、所得税制における税率の累進構造の緩和により、所得再分配機能の低下が指摘されている。

また、過去の税制改革によって税率のフラット化とともに、各種の控除額が拡充されてきた。しかし、日本の所得税制はもともと控除額が多額であるため、控除額の拡充は低所得者よりも、高所得者に対して税負担軽減効果が大きい。平成23年度税制改正大綱でも、この点を指摘しており、所得再分配機能を回復するための改革として、税率構造の見直しだけでなく、高所得者に対して有利な制度となっている所得控除の見直しによる課税ベースの拡大に加え、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当ヘシフトするような改革をあげている。所得再分配機能の回復を目的として税制改革を考える際には、税制のどのような要因によって所得再分配機能が低下しているのかを明らかにする必要がある。

本稿では、以上の点を踏まえ、1989年から2004年の総務省『全国消費実態調査』匿名データ（以下、全消匿名データとする）を用いて、所得税の所得再分配効果における税率と控除による影響を明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では日本の格差や税・社会保障制度の所得再分配効果に関する既存研究を概観し、第3節では本稿で使用する全消匿名データについて述べる。第4節で分析手法について説明した後、第5節で各年における税制の所得再分配効果を税制の要因ごとに明らかにし、第6節で分析から得た結果をまとめ、結びとする。

## 2. 既存研究

日本においては、1990年代頃から所得格差に関する多くの研究が蓄積されている。例えば、大竹・齊藤（1999）、大竹（2000、2005）、小塩（2010）などが挙げられる。

大竹（2000）は日本の所得格差の拡大傾向の原因を様々な要因ごとに分析している。1980年代、1990年代において日本の所得格差は拡大していること、格差拡大の主因は、高齢化と世帯構造の変化であることを示している。

小塩（2010）は、厚生労働省『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、日本の所得格差の推移、および所得格差の変化の要因を所得階層内要因、年齢階層間要因、人口動態要因に分類して、どのような要因が所得格差に影響を与えたのかを明らかにしている。分析の

結果、2000年代以降は格差が拡大しているとはいえないこと、高齢化の進展は全体の格差拡大につながるが、高齢層の所得格差は縮小していることを明らかにしている。

日本の既存研究においては、1980年代から1990年代にかけて、所得格差が拡大してきたことと、格差拡大の主因が高齢化にあることに関して、コンセンサスがあるように思われる。所得格差の研究が進んでいくにつれて、税・社会保障制度の所得再分配効果に焦点を当てた分析も行われるようになった。例えば、小塩（2004、2006）、橘木・浦川（2006）、北村・宮崎（2013）などが挙げられる。

橘木・浦川（2006）は厚生労働省『所得再分配調査』のデータを用いて、1992年から2001年までのジニ係数の改善度を計測することで、日本の税制や社会保障制度が所得分配にどのような影響を与えているかを分析している。社会保障制度、特に公的年金と医療の現物給付の所得再分配効果が大きいことと、税制による所得再分配効果はもともと大きくはないが、2001年には非常に弱くなっているという結果を得ている。

北村・宮崎（2013）は全消の個票データにFixed Income Approachを用いた分析を行うことで、1984年から2004年にかけて、所得税の再分配効果が低下していることを明らかにしている。さらに、若年者において所得再分配効果が小さく、高齢者ほど所得再分配効果が大きいことが示されている。

近年では、データの整備が進み、マイクロデータを用いて、税制改革のシミュレーションを適用する研究も増えてきている。例えば、配偶者控除や配偶者特別控除が家計の税負担や税収に与える影響を分析した田近・古谷（2003）や給付付き税額控除の還付を社会保険料負担の軽減で行う制度を導入した場合の家計の税負担を分析した田近・八塩（2008）などがある。これらの研究では、所得控除が低所得者よりも高所得者の税負担を軽減するという問題点を指摘したうえで、控除を廃止した場合の家計への影響、控除の縮小によって得られる財源を用いて、仮想的な税制を適用した場合の家計への影響を分析している。

以上のように、日本の既存研究では、税制による所得再分配効果が低下していることを指摘し、低所得者の税負担を軽減するような税制改革の導入の影響を分析している。しかしながら、税制の所得再分配効果を考える際には、個人所得課税のどのような要因が所得再分配効果の低下に寄与しているのかを明らかにする必要があるにもかかわらず、その点を明示した既存研究は少ない。

例えば、個人所得課税としては、所得税と個人住民税が考えられるが、所得税、個人住民税それぞれの所得再分配効果を分析した既存研究は、筆者の知る限り、林（1995）、望月・野村・深江（2010）のみである。また、過去の税制改革において、税率あるいは控除のどちらの改革が所得再分配効果に影響を与えたかによって、今後の税制改革の方向性も変化する可能性があるが、個人所得課税の所得再分配効果を税率による効果と控除による効果に分

類して、分析している既存研究は望月・野村・深江（2010）、Miyazaki and Kitamura（2014）のみである。

本稿では、以上の問題意識から、全消匿名データを用いて、所得税における所得再分配効果が税制のどのような要因に影響を受けているのかを明らかにする。

望月・野村・深江（2010）は林（1995）の分析が総務省『家計調査年報』を用いているため、分析対象が勤労者世帯に限定される問題点を指摘している。一方、本稿で用いる全消匿名データには、退職後の高齢世帯も含まれたデータであるため、異質な家計を考慮に入れて分析を行うことができる。

本稿では、望月・野村・深江（2010）および Miyazaki and Kitamura（2014）の分析手法をマイクロデータに適用し、タイル尺度を求めることで、所得税制の税率による所得再分配効果と控除による所得再分配効果を計測する。さらに、控除は税率を通して、課税後所得に影響を与えることから、控除の税負担軽減効果に焦点を当て、独自に税率効果と控除効果を設定することで、各種の控除ごとの控除効果を算出し、それぞれの影響を明示する。次に、所得階級別、年齢階級別、主とする収入別のグループごとに所得税制のそれぞれの効果を明らかにすることで、税制の所得再分配効果がどのような性質を持った世帯に対して強く影響するかを明らかにする。

### 3. 分析で用いるデータ

本稿では、各世帯の世帯員ごとの給与収入や年金収入のデータを含む全消匿名データを用いる。2017年現在、1989年、1994年、1999年、2004年の全消匿名データが利用可能であるため、それら4年分のデータを用いる。各年データの標本数は、1989年は47,780世帯、1994年は48,500世帯、1999年は48,522世帯、2004年は47,797世帯である。しかしながら、収入データが存在せず、所得税額が計算できない世帯は分析から除外する<sup>1</sup>。その結果、分析対象として用いるサンプルは、1989年は34,083世帯、1994年は37,959世帯、1999年は38,786世帯、2004年は37,658世帯である。以下では、全消匿名データの項目名は「」で表す。

#### 3.1. 収入データの確定

各世帯の所得税を算出する際には、各世帯員の収入データが必要となる。しかし、全消匿名データにはすべての世帯員の収入を正確に把握できるデータは存在しない。そこで1989

---

1 具体的には、全消匿名データの「職業符号」が「法人経営者」、「個人経営者」、「商人及び職人」の世帯員を分析対象から除外する。

年、1994年、1999年、2004年の全消匿名データの収入に関するデータを用いて、世帯員個々人の収入および所得を算出する。

全消匿名データには、収入に関するデータとして、調査時期における平均の収入である「経常収入」が存在する<sup>2,3,4</sup>。以降の分析では収入データが明らかとなっている「収入総額」内の「勤め先収入」、「公的年金給付」、「仕送り金」のデータを分析に使用する。したがって、世帯主の収入データが不明である世帯は分析から除外する。

### 3.2. 賞与の計算

所得税の税負担額を算出する際には年間の収入データが必要となる。また正規雇用であれば、多くの場合、年間の収入に賞与が含まれる。しかし、「勤め先収入」は1ヶ月平均のデータであるため、賞与が含まれていない。そこで、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（以下、賃金センサスとする）と全消匿名データをマッチングさせることで各世帯員の年間賞与を計算した<sup>5</sup>。「きまって支給する現金給与額」に対する「年間賞与その他特別給与額」の割合を賞与のウェイトとし、「勤め先収入」にそのウェイトを乗じたものを年間賞与とした。

$$\text{年間賞与} = \text{「勤め先収入」} \times \frac{\text{「年間賞与その他特別給与額」}}{\text{「きまって支給する現金給与額」}} \quad (1)$$

以上の処理により、正規雇用である世帯員に対して年間賞与を与える。最後に、「勤め先収入」のデータに12を乗じ、年間賞与を加えたものを各世帯員の年間給与収入とする。

### 3.3. 公的年金給付の割り当ておよび仕送り金収入の決定

本項では、「公的年金給付」の処理方法について述べる。全消匿名データでは、公的年金に関するデータとして、「公的年金給付」が存在し、「公的年金給付」には厚生年金、国民年金、共済年金などが含まれる。「公的年金給付」のデータは、世帯の年金収入のデータであ

2 他にも「年間収入」というデータが存在するが、これは勤め先収入や家賃収入などの収入の内訳が不明である。また、世帯の収入であるので、世帯員ごとの収入が不明である。

3 二人以上世帯は9、10、11月の3か月平均、単身世帯は10月、11月の2か月平均の収入である。

4 「経常収入」は家計の定期性、再現性のある収入であり、「勤め先収入」、「事業・内職収入」、「本業以外の勤め先・事業・内職収入」および「他の経常収入」の項目から構成される。しかし、「事業・内職収入」には世帯主の収入データが存在せず、世帯主以外の世帯員の「事業・内職収入」に関しては、受け取った収入のうち、家計に入れた分の収入データしか記載されていない。

5 具体的には、全消匿名データの世帯員の属性と賃金センサスの産業、年齢階級、性別をマッチングさせ、すべてのデータの属性が一致した場合、その世帯員に賃金センサスの「きまって支給する現金給与額」および「年間賞与その他特別給与額」のデータを与える。

り、世帯員別に収入を得ることができない。そこで、一定の条件のもと、「公的年金給付」を特定の世帯員に割り当てる処理を行った<sup>6,7</sup>。それぞれの世帯員に割り当てた公的年金給付額に12を乗じることで、年間年金収入とする。なお、「仕送り金」についてもデータに12を乗じることで、年間の仕送り金とする。

### 3.4. 所得税の算出方法

前項までで算出した年間給与収入、年間年金収入のデータを用いて、各世帯員の所得税を計算する。本稿で適用する所得税の主な控除および税率は表1のとおりである。なお、適用した税制は全消匿名データの年と一致するが、1989年税制は1994年税制とほぼ違いがないため、1988年税制を適用している。また、近年の税制として2015年税制を用いている。

#### 3.4.1. 給与所得控除と公的年金等控除

まず、年間給与収入か年間年金収入が正の値をとる世帯員に対して、表1の制度を用いて、給与所得控除、公的年金等控除を設定する。年間給与収入から給与所得控除を、年間年金収入から公的年金等控除を差し引き、所得を算出する。

$$\text{所得} = (\text{年間給与収入} - \text{給与所得控除}) + (\text{年間年金収入} - \text{公的年金等控除}) \quad (2)$$

次に、所得から各種の所得控除を差し引くことで、所得税の課税対象所得を求める<sup>8</sup>。各種の控除を考慮に入れると各世帯員の課税対象所得は(3)式で表すことができる。

$$\begin{aligned} \text{課税対象所得} = \text{所得} - (\text{基礎控除} + \text{配偶者控除} + \text{配偶者特別控除} + \text{扶養控除} \\ + \text{老年者控除} + \text{社会保険料控除}) \quad (3) \end{aligned}$$

6 まず、60歳以上の世帯員が「公的年金給付」を受給していると考え、世帯内に60歳以上の世帯員が1人のみの場合、「公的年金給付」はその世帯員の収入とした。次に世帯内の65歳以上の配偶者および女性の世帯員については、国民年金の第3号被保険者であったと仮定し、各年の老齢基礎年金を満額受給していると考え。世帯主および男性の世帯員の場合、「公的年金給付」から配偶者および女性の世帯員の年金給付額を差し引いた値を世帯主および男性の公的年金給付額として考える。同性の世帯員が複数いる場合は、「公的年金給付」を人数で等分する。

7 現在では、特別支給の老齢厚生年金の支給年齢の引き上げが行われたことに加え、高齢者雇用安定法の改正により、65歳まで働く選択をする者が増加している。しかし2004年時点で60歳の者は老齢厚生年金を満額受給できるため、60歳ですでに退職していると仮定し、「公的年金給付」の受給者を65歳ではなく60歳以上としている。

8 本稿の分析で使用する所得控除は基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除（2005年以降は廃止）である。

表1 分析対象とする所得税制

	給与所得控除		公的年金等控除		所得控除		税率	
1988年	165万円以下	40%	定額控除	80万円	基礎控除	33万円	300万円以下	10%
	165万円超	30%	(65歳未満 40万円)		配偶者控除	33万円	300万円超	20%
	330万円 "	20%	定率控除		配偶者特別控除	最高16.5万円	600万円 "	30%
	600万円 "	10%	360万円以下	25%	扶養控除	33万円	1,000万円 "	40%
	1,000万円 "	5%	360万円超	15%	老人扶養親族	39万円	2,000万円 "	50%
	最低控除額	57万円	720万円 "	5%	うち老親	46万円	5,000万円 "	60%
			最低控除額	120万円	老年者控除	50万円		
			(65歳未満 60万円)		社会保険料控除	支払額		
1994年	165万円以下	40%	定額控除	100万円	基礎控除	35万円	300万円以下	10%
	165万円超	30%	(65歳未満 50万円)		配偶者控除	35万円	300万円超	20%
	330万円 "	20%	定率控除		配偶者特別控除	最高35万円	600万円 "	30%
	600万円 "	10%	360万円以下	25%	扶養控除	35万円	1,000万円 "	40%
	1,000万円 "	5%	360万円超	15%	特定扶養親族	50万円	2,000万円 "	50%
	最低控除額	65万円	720万円 "	5%	老人扶養親族	45万円		
			最低控除額	140万円	うち老親	55万円		
			(65歳未満 70万円)		老年者控除	50万円		
					社会保険料控除	支払額		
1999年	180万円以下	40%	同上		基礎控除	38万円	330万円以下	10%
	180万円超	30%			配偶者控除	38万円	330万円超	20%
	360万円 "	20%			配偶者特別控除	最高38万円	900万円 "	30%
	660万円 "	10%			扶養控除	38万円	1,800万円 "	37%
	1,000万円 "	5%			年少扶養親族	48万円		
	最低控除額	65万円			特定扶養親族	63万円		
					老人扶養親族	48万円		
					うち老親	58万円		
					老年者控除	50万円		
					社会保険料控除	支払額		
2004年	同上		同上		基礎控除	38万円	同上	
					配偶者控除	38万円		
					配偶者特別控除	最高38万円		
					扶養控除	38万円		
					特定扶養親族	63万円		
					老人扶養親族	48万円		
					うち老親	58万円		
					老年者控除	50万円		
					社会保険料控除	支払額		
2015年	180万円以下	40%	定額控除	50万円	基礎控除	38万円	195万円以下	5%
	180万円超	30%	定率控除		配偶者控除	38万円	195万円超	10%
	360万円 "	20%	360万円以下	25%	配偶者特別控除	最高38万円	330万円 "	20%
	660万円 "	10%	360万円超	15%	扶養控除	38万円	695万円 "	23%
	1,000万円 "	5%	720万円 "	5%	特定扶養親族	63万円	900万円 "	33%
	1,500万円 "	245万円	最低控除額	120万円	老人扶養親族	48万円	1,800万円 "	40%
	最低控除額	65万円	(65歳未満 70万円)		うち老親	58万円	4,000万円 "	45%
					社会保険料控除	支払額		

備考) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報：租税特集』より筆者作成。

### 3.4.2. 社会保険料および税負担額

次に、社会保険料控除の計算のために各世帯員の社会保険料を算出する。本稿では、全消費匿名データの「社会保険料」を用いずに、財務省が課税最低限の計算に使用している簡易計算法式を用いて算出した理論値を社会保険料として用いる<sup>9,10</sup>。具体的には、それぞれのデータに対して表2の計算方法を用いて、社会保険料を求めた。

9 全消費匿名データには、「非消費支出」のデータ内に「社会保険料」のデータが存在するが、「社会保険料」は世帯のデータであることに加えて、世帯内に労働者がいるにもかかわらず社会保険料がゼロである世帯、収入に比べて明らかに社会保険料が少ない世帯が存在するため、保険料の理論値を用いる。

10 社会保険料がゼロの世帯は、保険料未納世帯の可能性はあるが、本稿では税制が本来持つはずの所得再分配効果を明らかにすることが目的であるため、このような処理を行った。

表2 社会保険料の算出方法

データ	収入		
1989年	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
1994年	7%	2%+25万円	45万円
1999年			
2004年	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
	10%	4%+54万円	114万円

備考) 財務省財務総合政策研究所『財政金融統計月報：租税特集』より筆者作成。

以上の処理から得られた所得控除を用い、課税対象所得を求め、所得税の超過累進税率を適用することで、税負担額を算出する。さらに年間給与収入、年間年金収入の和から税負担額を減じることで、各世帯員の個人の課税後所得を求める。

$$\text{個人の所得税負担額} = \text{課税対象所得} \times \text{超過累進税率} \quad (4)$$

$$\text{個人の課税後所得} = \text{年間給与収入} + \text{年間年金収入} - \text{所得税} \quad (5)$$

また、世帯収入は世帯内のすべての世帯員の年間給与収入、年間年金収入および仕送り金の和と定義し、世帯収入から各世帯員の所得税負担額を減じたものを世帯の課税後所得とする。

$$\text{世帯収入} = \text{世帯内の世帯員の年間給与収入} + \text{年間年金収入} + \text{仕送り金} \quad (6)$$

$$\text{世帯課税後所得} = \text{世帯収入} - \text{各世帯員の所得税負担額} \quad (7)$$

本稿の分析では世帯間の人員数を調整するため、Miyazaki and Kitamura (2014) や OECD 等の分析にならない、世帯収入と課税後所得に等価所得の概念を用いる。なお、各年の控除額および税率のブラケットの金額は国税庁『民間給与実態統計調査』の時系列データを用い、2004年を基準として、標準化を行っている。

$$\text{等価所得} = \text{所得} / \sqrt{\text{世帯員数}} \quad (8)$$

したがって、本稿の分析で用いる世帯収入、課税後所得は各世帯の人員数を調整した収入、所得である。表3は各年データの分析対象世帯数、世帯収入と課税後所得を示したものである。ここで、表3の若年世代は39歳まで、中年世代は40歳から59歳まで、高齢世代は60歳以上である。

表3 年齢階級ごとの分析対象世帯数および所得の平均値

		1989年	1994年	1999年	2004年
世帯数	若年世代	12,728	12,268	11,337	9,418
	中年世代	16,665	18,633	18,022	16,479
	高齢世代	4,690	7,058	9,427	11,761
	全体	34,083	37,959	38,786	37,658
世帯収入 (万円)	若年世代	307.14	340.01	339.57	324.41
	中年世代	410.76	454.85	452.33	411.79
	高齢世代	255.32	228.44	211.90	189.13
	全体	350.68	375.64	360.93	320.40
課税後 所得 (万円)	若年世代	295.00	324.90	325.54	312.24
	中年世代	387.55	425.96	426.19	392.16
	高齢世代	247.76	222.68	207.52	186.49
	全体	333.75	355.50	343.62	307.94

#### 4. 所得再分配効果の計測

本節では格差指標のひとつであるタイル尺度を用いて、所得税制が持つ所得再分配効果を様々な要因に分解する。タイル尺度の定義は以下の通りである。

$$T_x = \sum \frac{y_i}{n\mu} \log \frac{y_i}{\mu} \tag{9}$$

$n$  : 世帯数,  $y_i$  : 世帯*i*の所得シェア,  $\mu$  : 所得の平均

タイル尺度の最大の特長は、格差指標を様々な要因に分解することが可能である点にある。グループ内タイル尺度とグループ間のタイル尺度を用いると、タイル尺度は(10)式で示すことができる。

$$T_x = \sum_{k=1}^K \frac{n_k \mu_k}{n\mu} T_x^k + \sum_{k=1}^K \frac{n_k \mu_k}{n\mu} \log \frac{\mu_k}{\mu} \tag{10}$$

$k$  : 第*k*グループ,  $n_k$  : 第*k*グループの人数,  $\mu_k$  : 第*k*グループの平均所得

$T_x^k$  : 第*k*グループのタイル尺度

ここで、第*k*グループのタイル尺度は、(11)式によって定義される。

$$T_x^k = \sum_{i=1}^{n_k} \frac{y_i^k}{n_k \mu_k} \log \frac{y_i^k}{\mu_k} \tag{11}$$

図1は分析対象となる各年のデータを用いて算出した世帯収入と課税後所得から求めたタイル尺度を示している。図1から所得税制が適用される前の世帯収入および課税後所得ともに所得格差が広がっていることが分かる。表3から高齢世代の世帯収入が大幅に低下している一方で、高齢世代の世帯数は1989年から2004年にかけて急激に増加しているため、大竹(2000)や小塩(2006)が指摘しているように、図1の所得格差拡大は高齢化の影響によるところが大きいと考えられる。

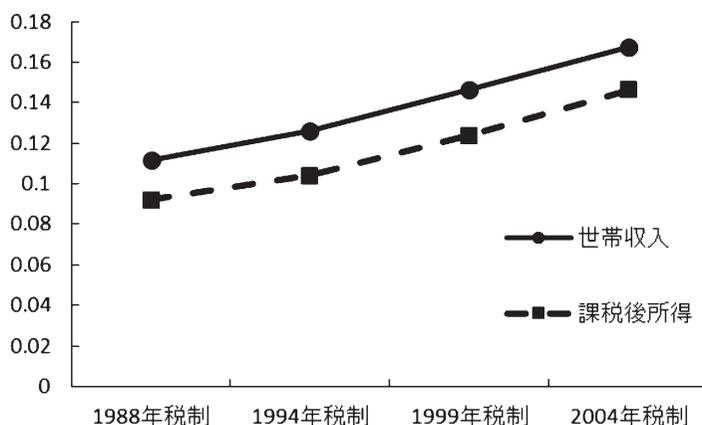


図1 世帯収入および課税後所得のタイル尺度

#### 4.1 各年の所得税の税制効果

本稿の主たる目的は、各年の所得税制の所得再分配効果を示すことにあるため、以降では、タイル尺度をもとに計測した所得再分配効果を示す。まず、所得税の税制効果を(12)式で定義する。

$$\text{税制効果} = \frac{Y_{Theil} - (Y-T)_{Theil}}{Y_{Theil}} \quad (12)$$

ここで、 $Y_{Theil}$ は世帯収入のタイル尺度、 $T$ は所得税額、 $(Y-T)_{Theil}$ は課税後所得のタイル尺度である。北村・宮崎(2013)が指摘するように、各年のデータに対して各年の税制を適用した場合、年数が経過したことによる所得の変動や人口動態の変化が税制効果に含まれてしまう可能性がある。

そこで本稿の分析では、北村・宮崎(2013)で用いているFixed Income Approachを用いて分析を行う。Fixed Income Approachでは、分析対象とするデータを基準年のデータに固定し、基準年のデータに対してさまざまな税制を適用するため、税制の変化以外の効果を除いて税制効果を導出することができる。また、所得のデータを固定するため、データの存在し

ない年の税制を適用することも可能である。本稿では、データの存在する年の税制に加えて、2015年税制を適用した場合の結果を示す。

表4は各年のデータに各年の税制を適用した場合と Fixed Income Approach を用いて、データを固定したうえで、各年の税制を適用した場合の税制効果を示したものである。

表4 各年の税制効果（各年データと Fixed Income Approach）

	1988年 税制	1994年 税制	1999年 税制	2004年 税制	2015年 税制
各年データ	0.105 -	0.110 (0.051)	0.093 (-0.155)	0.075 (-0.198)	- -
1989年	0.105 -	0.115 (0.092)	0.102 (-0.113)	0.096 (-0.059)	0.088 (-0.086)
Fixed Income Approach 1994年	0.100 -	0.110 (0.100)	0.094 (-0.151)	0.093 (-0.012)	0.084 (-0.095)
1999年	0.100 -	0.110 (0.093)	0.093 (-0.149)	0.093 (-0.007)	0.084 (-0.093)
2004年	0.079 -	0.086 (0.082)	0.077 (-0.103)	0.075 (-0.027)	0.064 (-0.143)

備考) 下段の ( ) は変化率である。

各年データを適用した場合、1994年の税制効果がもっとも大きく、2004年の税制効果をもっとも低い。これは Fixed Income Approach を用いた場合も同様である。しかし、1999年から2004年にかけての変化率に関しては大きな違いがある。各年データの場合、税制効果が大きく低下しているように見えるが、Fixed Income Approach を適用した場合、どのデータを用いても、1999年から2004年にかけての税制効果の変化率はもっとも小さい。実際に、この間の所得税制の主な変更は16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除の減額、および配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止というような比較的小規模な変更にとどまっているため、表4の結果はこの間の税制改革と整合的であると考えられる。

2004年データを用いた Fixed Income Approach の結果を見ると、他年のデータの結果よりも税制効果が小さいことが分かる。したがって、各年データのもとで、2004年税制の所得再分配効果が低下するのは税制の問題というよりもむしろ2004年データ自体に税制の所得再分配効果を弱める要因があるためである。

このように、各年のデータを用いた分析では、税制改革の影響を誤って解釈してしまう可能性があるため、以下の分析では Fixed Income Approach を用いてデータを2004年データに固定した場合の結果を示す<sup>11</sup>。

11 1989年、1994年、1999年のデータを用いて同様の分析を行ったが、税制効果の値に大小はあるものの、傾向についてはほとんど差異が見られないため、本稿では2004年の結果のみを示す。

## 4.2 税率効果と控除効果

所得税制の所得再分配効果の議論において、税率と控除の影響を分割して考えることはきわめて重要である。しかしながら、この観点から実証的な分析を行っている既存研究は少なく、筆者が知る限りでは、望月・野村・深江(2010)、Miyazaki and Kitamura(2014)のみである。

本稿では、まず望月・野村・深江(2010)、Miyazaki and Kitamura(2014)の既存研究でそれぞれ用いられている分析手法を参考に、税制、税率および控除の所得再分配効果を求める。次に、独自に税率効果と控除効果を定義し、既存研究では触れられていない各種の控除ごとの控除効果を算出することで、過去の税制改革によって税制の所得再分配効果がどのように変化してきたのかを公平性の観点から考察する。まず、既存研究で用いられている分析手法から、順を追って説明を行いたい。望月・野村・深江(2010)の分析では、税制による所得再分配効果を(12)'式で定義している。

$$\text{税制効果} = \frac{Y'_{Theil} - (Y' - T)_{Theil}}{Y'_{Theil}} \quad (12)'$$

ここで、 $Y'_{Theil}$ は課税前所得のタイル尺度、 $T$ は所得税額、 $(Y' - T)_{Theil}$ は課税後所得のタイル尺度である。(12)'式の課税前所得 $Y'$ は収入ではなく所得であり、課税後所得 $(Y' - T)$ は所得から所得税を差し引いたものである。

次に課税による税率効果を、課税対象所得の課税前タイル尺度から課税対象所得の課税後タイル尺度の変化率とし、(13)式で定義している。

$$\text{税率効果} = \frac{Y'(1-d')_{Theil} - Y'(1-d')(1-t)_{Theil}}{Y'(1-d')_{Theil}} \quad (13)$$

ここで $d'$ は所得控除率、 $Y'(1-d')_{Theil}$ は課税対象所得の課税前タイル尺度、 $Y'(1-d')(1-t)_{Theil}$ は課税対象所得の課税後タイル尺度である。

最後に控除効果を2つの効果の和として表している。第一の効果は、所得金額から控除額が一旦留保される効果、つまり課税前所得のタイル尺度 $Y'_{Theil}$ から課税対象所得の課税前タイル尺度 $Y'(1-d')_{Theil}$ への変化率であり、第二の効果は、一旦留保された控除額が課税対象所得の課税後所得に戻される効果、つまり課税対象所得の課税後所得 $Y'(1-d')(1-t)_{Theil}$ から所得金額の課税後タイル尺度 $(Y' - T)_{Theil}$ への変化率であると定義している。これら2つの効果を合わせた(14)式が控除効果である。

$$\text{控除効果} = \frac{Y'_{Theil} - Y'(1-d')_{Theil}}{Y'_{Theil}} + \frac{Y'(1-d')(1-t)_{Theil} - (Y' - T)_{Theil}}{Y'(1-d')(1-t)_{Theil}} \quad (14)$$

ただし、望月・野村・深江（2010）では、本来の控除効果を(14)と定義しているものの、税務データによる制約のため、控除効果を全体の再分配効果である(12)′式から税率効果である(13)式を差し引くことによって、(15)式で求めている。

$$\text{控除効果} + \text{residual} = \frac{Y'_{Theil} - (Y' - T)_{Theil}}{Y'_{Theil}} - \frac{Y'(1-d')_{Theil} - Y'(1-d')(1-t)_{Theil}}{Y'(1-d')_{Theil}} \quad (15)$$

この場合、控除効果には税制効果から税率効果と控除効果を差し引いた差額である *residual* が含まれる。以上の(12)′式から(15)式が望月・野村・深江（2010）で定義される税制効果、税率効果および控除効果である。

次に、Miyazaki and Kitamura（2014）で用いられている分析手法について触れる。Miyazaki and Kitamura（2014）は所得再分配効果を計測する指標としてジニ係数から計測されるRS指標を用いている。課税前所得から求められるジニ係数を  $G_X$ 、課税対象所得から求められるジニ係数を  $G_{X-D}$ 、課税後所得から算出されるジニ係数を  $G_{X-T}$  とすると、税制、税率、所得控除の再分配効果を表すRS指標は以下の(16)式、(17)式、(18)式で定義される。

$$\pi^{RS} = G_X - G_{X-T} \quad (16)$$

$$\pi_R^{RS} = G_{X-D} - G_{X-T} \quad (17)$$

$$\pi_D^{RS} = G_X - G_{X-D} \quad (18)$$

$\pi^{RS}$  は所得税全体の所得再分配効果、 $\pi_R^{RS}$  は所得税の税率の所得再分配効果、 $\pi_D^{RS}$  は所得税の所得控除の再分配効果を測る指標である。

望月・野村・深江（2010）は国税庁『税務統計から見た申告所得税の実態』の平成15年までの各年のデータを用いて、それぞれの年における課税前所得と課税後所得のタイル尺度を計測するのみならず、タイル尺度を稼得所得別のグループ内タイル尺度とグループ間タイル尺度に分解することで、税制改革が稼得所得別の再分配効果に与えた影響を明らかにしている。さらに、税制の所得再分配効果を所得階層別に、税率による効果と控除による効果に分解し、それぞれの所得階層に対する影響の経年的な変化を議論している。しかし、各年のデータを用いてタイル尺度を算出しており、前項で述べたように税制以外の要因が税制、税率、控除効果に影響を与えている可能性がある。また、データの制約により、控除効果には控除による効果と誤差の2つの影響が含まれているという問題がある。

また、Miyazaki and Kitamura（2014）はジニ係数をもとにしたRS指標を用いて、所得税の所得再分配効果を全体の効果、税率による効果、所得控除による効果に分類している。しかし、ジニ係数は所得分配の相対的な順位に影響を受けるため、所得や年齢などのグループ

ごとに要因分解を行い、分析することが容易ではない。

本稿では、マイクロデータを用いて Fixed Income Approach のもとで、望月・野村・深江 (2010) の手法を再現することで、所得再分配効果の税制以外の要因を排除することが可能である。さらに税務データの制約もないため、本来の控除効果である(14)式と *residual* を個別に計測することができる。また、Miyazaki and Kitamura (2014) の分析手法をタイル尺度で再現することで税制による所得再分配効果の影響をグループごとに明らかにする。

さらに、上記の2本の論文では課税前所得として、収入ではなく、所得を用いている。つまり、所得税制における給与所得控除や公的年金等控除の影響が捨象されている。平成24年度税制改正大綱によると、給与所得控除は『勤務費用の概算控除』と『他の所得との負担調整のための特別控除』としての2つの性格を有している」と述べられているものの、すでに給与所得者の割合が約9割となっているなかで、他の所得との負担調整を認める必要性が薄れていること、必要経費の概算としては給与所得控除の水準は高いことなどをあげ、近年、給与所得控除の控除額に上限が設けられる改革が行われている。

また、公的年金等控除についても現役世代の活力を維持し、世代間及び高齢者間の公平を図るという観点から、2004年に65歳以上の控除額が減額されただけでなく、2014年の日本税理士連合会税制審議会の答申においても、「現行の公的年金等控除は相当程度の縮減を行うこととし、今後の社会保障制度の動向を踏まえつつ、将来的には廃止を含めた抜本的な見直しを行う必要がある」と指摘されており、見直しの議論がなされている。

給与所得控除および公的年金等控除が所得控除と性質を異にするものであることを認識しながらも、過去の税制改革の影響、今後の税制改革の議論において、給与所得控除および公的年金等控除が重要な役割を果たすことを考慮に入れ、本稿では、給与所得控除と公的年金控除に関しても分析対象とする。したがって、北村・宮崎 (2013) を参考に課税前所得として世帯の収入を用い、課税後所得として(7)式を用いて、(12)式~(18)式の税制効果、税率効果および控除効果を再定義する。また、以下では、望月・野村・深江 (2010) の手法をもとにした所得再分配効果をモデル1、Miyazaki and Kitamura (2014) の手法をもとにした所得再分配効果をモデル2とする。まず、モデル1の税制効果は前項で定義した(12)式を用いる。

$$\text{モデル1の税制効果} = \frac{Y_{Theil} - (Y - T)_{Theil}}{Y_{Theil}} \quad (12) \text{ (再掲)}$$

次に税率効果を課税対象所得の課税前所得のタイル尺度から、課税対象所得の課税後所得

のタイル尺度への変化率とし、(13)'式で表す<sup>12</sup>。

$$\text{モデル 1 の税率効果} = \frac{Y(1-d)_{Theil} - Y(1-d)(1-t)_{Theil}}{Y(1-d)_{Theil}} \quad (13)'$$

ここで、 $d$ は給与所得控除と公的年金等控除を含んだ控除率、 $Y(1-d)_{Theil}$ は課税対象所得の課税前タイル尺度、 $Y(1-d)(1-t)_{Theil}$ は課税対象所得の課税後タイル尺度である。最後に控除効果として(14)'式を、税制効果から税率効果と控除効果を差し引いた *residual* として(15)'式を用いる。

$$\text{モデル 1 の控除効果} = \frac{Y_{Theil} - Y(1-d)_{Theil}}{Y_{Theil}} + \frac{Y(1-d)(1-t)_{Theil} - (Y-T)_{Theil}}{Y(1-d)(1-t)_{Theil}} \quad (14)'$$

$$\text{residual} = \frac{Y_{Theil} - (Y-T)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y(1-d)_{Theil} - Y(1-d)(1-t)_{Theil}}{Y(1-d)_{Theil}} - \left( \frac{Y_{Theil} - Y(1-d)_{Theil}}{Y_{Theil}} + \frac{Y(1-d)(1-t)_{Theil} - (Y-T)_{Theil}}{Y(1-d)(1-t)_{Theil}} \right) \quad (15)'$$

次に、モデル2の税制効果、税率効果、控除効果についてはタイル尺度を用いて、それぞれ(16)'式、(17)'式、(18)'式で表す。

$$\text{モデル 2 の税制効果} = Y_{Theil} - (Y - T)_{Theil} \quad (16)'$$

$$\text{モデル 2 の税率効果} = Y(1 - d)_{Theil} - (Y - T)_{Theil} \quad (17)'$$

$$\text{モデル 2 の控除効果} = Y_{Theil} - Y(1 - d)_{Theil} \quad (18)'$$

モデル1は変化率であり、モデル2は変化の差であるため、双方のモデルの数値の単純な比較はできないが、複数のモデルを用いて、税制改革の定性的な影響と各年の税制の効果の比較を行う。

さらに、モデル1およびモデル2では、税率による効果と控除による効果に分類しているものの、給与所得控除や基礎控除といった各種の控除による効果については触れられていない。そこで、各種の控除効果を明らかにするために、本稿では新たにモデル3として、税率

12 世帯の収入と家計属性によって課税対象所得がゼロになる世帯が存在するが、タイル尺度はゼロを定義域に含まない。しかし、(9)式でも示したとおり、平均所得に占める家計*i*の所得の割合を $\frac{y_i}{\mu}$ とすると、タイル尺度は $\frac{y_i}{\mu} \times \ln\left(\frac{y_i}{\mu}\right)$ の平均値であり、 $\frac{y_i}{\mu}$ をゼロに無限に近づけると $\frac{y_i}{\mu} \times \ln\left(\frac{y_i}{\mu}\right)$ はゼロに収束する。そこで、労働時間の議論でこの手法を用いている佐藤(2011)にならい、課税対象所得がゼロの者はゼロ、他のものを $\frac{y_i}{\mu} \times \ln\left(\frac{y_i}{\mu}\right)$ として、タイル尺度を求めた。

効果と控除効果を定義する。なお、モデル3の税制効果については、モデル1の税制効果と同様に(12)式で定義する。

まず、世帯収入のタイル尺度から世帯収入に各年の税制の税率のみを適用した場合の課税後所得のタイル尺度への変化率を税率効果とし、(19)式で表す。

$$\text{モデル3の税率効果} = \frac{Y_{Theil} - Y(1-t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \quad (19)$$

次に、控除効果は(12)式の税制効果から税率効果を差し引くことで、(20)式で表す。

$$\text{モデル3の控除効果} = \frac{Y(1-t)_{Theil} - (Y-T)_{Theil}}{Y_{Theil}} \quad (20)$$

さらに、控除効果をそれぞれの控除ごとの効果に分解する。

本稿では、分析対象として7つの控除（給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除、基礎控除、配偶者控除（配偶者特別控除を含む）、扶養控除、老年者控除）を用いており、それぞれの控除効果を以下の方法で求める。

まず、控除*i*の控除効果を控除*i*が適用される場合の税制効果から控除*i*が適用されない場合の税制効果を差し引いた差として定義する。

$$\text{控除}i\text{の控除効果} = \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - \sum_{j=1}^n d_j)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - \sum_{j=1}^n d_j + d_i)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \quad (21)$$

ここで、*n*は適用する控除数、*d<sub>j,i</sub>*は控除*j*あるいは控除*i*の控除率、 $(Y - Y(1 - \sum_{j=1}^n d_j + d_i)t)_{Theil}$ は控除*i*を含む*n*個の控除と税率を適用した場合の課税後所得のタイル尺度、 $(Y - Y(1 - \sum_{j=1}^n d_j)t)_{Theil}$ は*n*個の控除から控除*i*のみが適用されない場合の課税後所得のタイル尺度である。

本稿では給与所得控除と公的年金等控除を含め、7つの控除を分析対象としているため、*n*は1～7の値をとる。*n* = 1のとき、控除効果の右辺第2項は控除が全く適用されない税制の効果、つまり(19)式の税率効果となる。*n* = 7のとき、控除効果の右辺第1項はすべての控除が適用される税制の効果、つまり(12)式の税制効果となる。*n*が1か7以外の場合、例えば適用する控除が2つ (*n* = 2) の場合、控除*i*の控除効果は以下のように定義される。

$$\begin{aligned} \text{控除}i\text{の控除効果} &= \text{控除}i、j\text{と税率の効果} - \text{控除}j\text{と税率の効果} \\ &= \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - d_i - d_j)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - d_j)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \end{aligned} \quad (22)$$

以上の各種の控除効果を用いると、全体の控除効果は以下のように示すことができる。

控除 1 の控除効果 + 控除 2 の控除効果 + … + 控除 7 の控除効果

$$\begin{aligned}
 &= \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - d_1)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y_{Theil} - Y(1 - t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \\
 &+ \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - \sum_{i=1}^2 d_i)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - d_1)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \dots \\
 &+ \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - \sum_{i=1}^6 d_i)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - \sum_{i=1}^5 d_i)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \\
 &+ \frac{Y_{Theil} - (Y - T)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - d + d_7)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} \\
 &= \frac{Y(1-t)_{Theil}}{Y_{Theil}} - \frac{Y(1-T)_{Theil}}{Y_{Theil}} = \frac{Y(1-t)_{Theil} - (Y-T)_{Theil}}{Y_{Theil}} = \text{控除効果} \quad (23)
 \end{aligned}$$

ここで、 $\frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - \sum_{i=1}^6 d_i)t)_{Theil}}{Y_{Theil}} = \frac{Y_{Theil} - (Y - Y(1 - d + d_7)t)_{Theil}}{Y_{Theil}}$  であり、 $d$  は控除 1 から控除 7 までの控除率を合わせた控除率である。本稿では控除 1 ～ 7 をそれぞれ、給与所得控除、公的年金等控除、社会保険料控除、基礎控除、配偶者控除（配偶者特別控除を含む）、扶養控除、高齢者控除として各種の控除効果を求めた。ただし、モデル 3 はモデル 1、モデル 2 と比較すると、性質が異なる。

第一に、本来、所得税の税率は課税対象所得に対して、累進的に課されるものである。本稿では累進税率を世帯収入に適用することで、税率効果を求めている。したがって、モデル 3 では、一種の仮想的な税制を適用した場合の効果を税率効果と定義している。これは、所得税の所得再分配機能の根幹をなす累進税率が、控除の影響がない場合、どれほど所得格差を縮小するのかを示すものである。

第二に、各種の控除効果については純粋な控除のみの影響を抽出しているわけではない。(22) 式からも明らかであるが、控除効果は各年の税制の税率にも依存している。つまり、モデル 3 の控除効果は、控除額に変化がない場合でも、税率が変化すれば影響を受ける。これは、控除が税率をとおして税負担額および課税後所得を変化させることによって、課税後所得の格差が課税前の世帯収入の格差からどのように変化するかを示すものである。したがって、控除効果は、厳密には、控除が存在することによる課税後所得の変化が所得再分配に与える効果であるが、便宜的にモデル 3 の控除効果と呼称する。なお、税率効果の算出の際には一切の控除を考慮に入れていないことから、控除効果には、①控除額に限界税率を乗

じた分の金額が減税される効果、②課税対象所得の減額を通じた税率のブラケットの変更による減税効果が含まれる。

## 5. 分析結果

本節では、マイル尺度を用いて測定される各年の税制効果、税率効果および控除効果を示す。まず、各年の税制効果を税率効果と控除効果に分けた結果を示した後、所得階級別、年齢階級別、主とする収入別に要因分解を行った結果を明らかにする。

所得階級は各階級間の世帯数が等しくなるように、世帯の課税後所得が低い世帯から、低所得階級、中所得階級（下）、中所得階級（上）、高所得階級の4階級に分類している。年齢階級については、世帯内でもっとも課税後所得の高い世帯員の年齢を基準に、40歳未満の世帯を若年世帯、40歳以上60歳未満の世帯を中年世帯、60歳以上の世帯を高年齢世帯として分類している。

最後に、主とする収入別のグループについては、給与収入のみを得ている世帯、年金収入のみを得ている世帯、給与収入と年金収入の双方を得ている世帯の3つのグループに分類する。各グループの世帯数および課税後所得の平均額を表5にまとめている。

表5 各グループの世帯数および課税後所得

	給与収入			年金収入			給与+年金			所得階級 合計
	若年	中年	高齢	若年	中年	高齢	若年	中年	高齢	
世帯数										
低所得階級	902	1,152	432	7	91	5,577	152	282	819	9,414
中所得階級(下)	3,023	2,536	350	0	8	1,958	280	353	907	9,415
中所得階級(上)	2,805	4,600	226	0	3	302	338	562	578	9,414
高所得階級	1,691	5,982	284	0	0	26	220	910	302	9,415
年齢階級合計	8,421	14,270	1,292	7	102	7,863	990	2,107	2,606	37,658
	給与収入			年金収入			給与+年金			所得階級 平均
	若年	中年	高齢	若年	中年	高齢	若年	中年	高齢	
課税後所得(万円)										
低所得階級	126.5	118.3	97.9	60.0	77.1	117.0	121.9	125.9	123.6	117.7
中所得階級(下)	236.0	238.0	228.5	0.0	214.6	211.2	235.9	232.6	224.8	229.9
中所得階級(上)	336.2	343.5	336.5	0.0	334.7	312.5	355.1	341.8	332.4	339.8
高所得階級	513.0	556.9	573.9	0.0	0.0	473.4	473.9	539.9	535.6	545.0
年齢階級平均	313.3	396.0	279.7	60.0	95.4	149.2	312.0	380.2	252.9	308.1

### 5.1 各年税制の税率効果と控除効果

表6は各年の税制効果を税率による効果と各種控除による効果に分類した結果を示したものである。表6の給与所得控除以下の各種の控除効果の和がモデル3の各年の控除効果とな

表6 各年税制の税率効果と控除効果

		1988年	1994年	1999年	2004年	2015年
モデル1	税制効果	0.079	0.086	0.077	0.075	0.064
	税率効果	0.021	0.025	0.018	0.018	0.032
	控除効果	-2.138	-2.269	-2.552	-2.186	-1.680
	residual	2.196	2.330	2.612	2.243	1.712
モデル2	税制効果	0.013	0.014	0.013	0.013	0.011
	税率効果	0.497	0.522	0.570	0.505	0.411
	控除効果	-0.484	-0.508	-0.558	-0.493	-0.400
モデル3	税制効果	0.079	0.086	0.077	0.075	0.064
	税率効果	0.093	0.105	0.075	0.073	0.107
	控除効果	-0.014	-0.019	0.002	0.002	-0.043
	給与所得控除	-0.048	-0.049	-0.035	-0.035	-0.043
	公的年金等控除	0.048	0.049	0.049	0.049	0.023
	社会保険料控除	-0.016	-0.018	-0.013	-0.013	-0.016
	基礎控除	-0.001	-0.002	0.000	-0.001	-0.004
	配偶者控除	0.002	0.002	0.002	0.001	-0.001
	扶養控除	0.001	-0.001	0.000	0.001	-0.003
老年者控除	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	

る<sup>13</sup>。

まず、モデル1の結果を見ると、どの年の税制を用いても税率効果は正の値である。日本の所得税制では、超過累進税率を適用しているため、この結果は直感的にも理解できる。また、税率効果の経年的な変化を見ると、1995年から大幅に税率がフラット化された影響で、1999年と2004年税制の税率効果が低下している。一方で、2015年税制のもとでは、三位一体改革のもと、2007年に所得税の税率が再度細分化された影響もあり、税率効果が大きく上昇している。

次に控除効果に注目すると、モデル1の控除効果は一貫して所得格差を拡大させる効果を持つことが分かる。また、値の経年的な変化を見ると、税制改革により、控除額が増加すると控除効果は低下し、控除額が減少すると、控除効果が増加する傾向にある。(14)'式にも示したとおり、モデル1の控除効果は、(14)'式の右辺第1項である世帯収入から控除額が一度留保される効果 $(\frac{Y_{Theil}-Y(1-d)_{Theil}}{Y_{Theil}})$ と第2項の留保された控除額が課税対象所得の課税後所得に戻される効果 $(\frac{Y(1-d)(1-t)_{Theil}-(Y-T)_{Theil}}{Y(1-d)(1-t)_{Theil}})$ の2つに分割される。とりわけ、大きな影響

を持つのが第1項の効果である。世帯収入から各種の控除が適用されることで、課税対象所得が計算されるが、所得控除による所得から課税対象所得への変化率(減少率)は低所得者ほど大きい。例えば、所得が76万円の者と380万円の者に対して、基礎控除のみを適用す

13 ただし、小数点第4位以下を四捨五入して表記しているため、完全に一致していない場合がある。

る場合、前者は課税対象所得が 38 万円、後者は課税対象所得が 342 万円となる。この時、両者の控除適用前後の所得の変化率は、前者は 50% の減少、後者は 10% の減少である。つまり、控除が適用されることにより、課税対象所得ベースでは、低所得者の所得が相対的に大きく減少することで、課税対象所得のタイル尺度が世帯収入のタイル尺度よりもきわめて大きくなる<sup>14</sup>。したがって、控除額が増加するほど、課税対象所得のタイル尺度  $Y(1-d)_{Theil}$  の値が増加し、(14)' 式の右辺第 1 項  $(\frac{Y_{Theil}-Y(1-d)_{Theil}}{Y_{Theil}})$  の負の効果が大きくなることで、控除効果が減少する。

表 6 では、1994 年から 1999 年にかけて控除効果が大きく増加し、2004 年から 2015 年にかけて、控除効果が大きく減少している。1994 年と 1999 年の間には、給与収入が 165 万円超のものに対する給与所得控除の増額、年少扶養親族に対する新たな控除の設置、特定扶養親族の控除額の増額といった改革が控除効果の増加に寄与し、2004 年から 2015 年にかけては、扶養控除の大幅な縮減と 65 歳以上のものに対する公的年金等控除の減額が控除効果の減少につながったと考えられる。ただし、モデル 1 では、誤差の影響が大きい、誤差はさまざまな影響が混在しているため、この影響を明らかにすることが難しい。

次にモデル 2 の結果であるが、控除効果については、モデル 1 の結果と同様の傾向にある。つまり、控除額の増加にともない、控除効果が減少し、控除額が減少すると控除効果が増加する。モデル 2 の控除効果は、モデル 1 の控除効果において重要な役割を果たしている (14)' 式の右辺第 1 項  $(\frac{Y_{Theil}-Y(1-d)_{Theil}}{Y_{Theil}})$  の分子と同じであるため、同様の結果が得られた。

ただし、モデル 1 の結果と比較すると、税率効果の影響が大きく異なる。特に、表 1 の税率の変化から分かるとおり、1994 年から 1999 年にかけては税率がフラット化されたにもかかわらず、モデル 2 の税率効果は増加し、2004 年から 2015 年の間に税率のブラケットは細分化されたにもかかわらず、モデル 2 の税率効果が減少している。これはモデル 1 の結果とは対照的である。このような結果が得られた原因として、以下の 2 つの影響が考えられる。

第一に、モデル 2 の税率効果である (17)' 式の右辺第 1 項が課税対象所得のタイル尺度  $Y(1-d)_{Theil}$  であり、控除額が増加すれば、課税対象所得のタイル尺度が増加するためである。モデル 1 の控除効果でも説明したとおり、1999 年は分析対象の税制のなかで、もっとも適用される控除額が多いため、課税対象所得のタイル尺度が大きく、2015 年は 65 歳以上の者に対する公的年金等控除の減額が大きく影響し、課税対象所得のタイル尺度が小さい。

第二に、課税対象所得の格差によって、課税後所得のタイル尺度  $(Y-T)_{Theil}$  が影響を受ける点である。課税対象所得のタイル尺度が小さいということは、課税対象所得の格差が小

14 具体的には、世帯収入のタイル尺度が 0.167 であるのに対し、課税対象所得のタイル尺度は 0.568 ~ 0.725 の値をとる。

さく、多くの者に同じ税率が課される可能性が高くなる。相対的に低所得の者に対して、高所得者と同じ税率が課された場合、税制の所得再分配効果は弱まり、(17)式の右辺第2項の課税後所得のタイル尺度 $(Y - T)_{Theil}$ が大きくなる。以上の2つの効果は税率効果に対して相反する影響を持つものの、1999年のフラットな税率のもとでは、前者の影響が後者の影響を上回り、税率効果が強くなり、2015年のブラケットが細分化された税率のもとで、後者の課税後所得の格差が大きくなる効果が上回ったため、モデル2の税率効果が弱まるという結果となった。ただし、適用される控除額が等しければ、フラットな税率よりもブラケットの細かい税率の方が強い所得再分配効果を持つこととなる。つまり、モデル2の税率効果は税率のみならず、所得税の課税ベースである課税対象所得にも依存していることに注意したい。

最後にモデル3の結果について触れる。モデル3の税率効果は、モデル2と異なり、控除の影響を完全に取り除いているため、税率のブラケットの変化が税率効果の変化として現れる。したがって、税率がフラット化された1999年、2004年のもとでは、税率効果が低下し、ブラケットが細分化された2015年税のもとでは、税率効果が増加している。

モデル3の税率効果の算出時のように、控除が存在しない場合、税率間のブラケットの間隔が狭ければ、高所得者がより高い税率のブラケットに直面する可能性が高まり、税負担額の差も大きくなるため、税率効果は大きくなる。反対に、ブラケットの間隔が広ければ、所得差が大きくなったとしても、低所得者と高所得者の税負担の差がそれほど大きくなりえないために、税率効果は小さくなる。

モデル3の控除効果に関しては、1988年、1994年、2015年において負の符号、1999年、2004年において正の符号をとっている。控除を適用した場合、課税対象所得が控除額だけ減少することになるが、課税対象所得の減少は2つの影響をおよぼす。ひとつは、課税対象所得が減少しても、税率のブラケットが変化せず、税負担額が控除額に限界税率を乗じた分だけ減少する場合である。いまひとつは課税対象所得の減少によって税率のブラケットが変化し、税負担額が減少する場合である。

税率のブラケットの間隔が狭ければ、同じ控除額であっても、控除によって限界税率が低下する可能性が高くなる。限界税率が低下した場合の税負担軽減効果は、限界税率が高い高所得者ほど大きいいため、控除による課税後所得の格差の縮小効果が小さくなる。一方で、1999年、2004年税制のように税率のブラケットの間隔が広ければ、高所得者でも限界税率の変化が少ないだけでなく、限界税率の低下は比較的低所得者に対して発生するため、控除による所得再分配効果が見られる。このことから、税率がある程度フラットである税制のもとでは、控除は課税後所得の格差を縮小させ、税率のブラケットが細分化されていれば、控除は課税後所得の格差を拡大させる方向に働くことが分かる。つまり、モデル3のもとで

は、基礎控除のような控除額が一定である控除が増加する、あるいは税率のブラケットが細分化されるほど控除効果が低下する。ただし、公的年金等控除のように相対的に低所得者の税負担を軽減するような控除が増額された場合、控除効果は上昇する。

このことを踏まえてモデル3の控除効果の変化を見ると、1988年から1994年までは、高齢者の多い年金収入世帯の税負担を軽減する公的年金等控除の定額控除および最低控除額の増額は行われているが、特定扶養控除や配偶者特別控除の増額が同時に行われており、結果として、控除効果が減少している。一方で、1994年から1999年にかけては、給与所得控除や人的控除が増額された一方で、税率のフラット化が行われ、後者の控除効果に対する影響が大きく、控除効果が所得再分配効果を持ったと考えられる。2004年から2015年にかけて、65歳以上の者に対する公的年金等控除の減額によって、相対的に低所得世帯が多い高齢者世帯の税負担額が大きくなったことが影響し、控除効果が大きく低下したと考えられる。

次に、控除効果の増減について、各種の控除効果の結果と照らしあわせることで、税制改革の影響を明らかにする。控除効果を分類した結果を見ると、すべての年の税制において、給与所得控除および公的年金等控除が大きな影響を持つことが分かる。この2つの控除の符号に注目すると、給与所得控除は負の値、公的年金等控除は正の値をとることから、給与所得控除は税制による所得再分配効果を弱め、公的年金等控除は所得再分配効果を強めるように働いている。表5から、中所得階級（上）と高所得階級の世帯は給与収入に集中している一方で、年金収入を得ている世帯はその多くが低所得階級、中所得階級（下）に属していることが分かる。つまり、給与所得控除は、相対的に所得が高い世帯の税負担を軽減し、公的年金等控除は、相対的に所得が低い世帯の税負担を軽減することになるため、以上の結果が得られたと考えられる。

それぞれの経年的な影響は以下のとおりである。まず、給与所得控除は1994年から1999年にかけて増額された。給与所得控除は、給与収入が高いほど多くの控除が適用されるため、控除は課税後所得の格差を拡大させる。したがって、給与所得控除の増額は控除効果を低下させるはずであるが、実際には、1994年よりも1999年の方が、給与所得控除の控除効果が大きい。これは、1995年の税率のフラット化によるところが大きい。つまり、利用できる控除額は増えたものの、控除額に乗じられる税率が低下したため、限界税率の高い高所得者に対する税負担軽減効果が弱まった。その結果、1999年に給与所得控除の控除効果が1994年よりも大きくなったと考えられる。同様に、2015年税制のもとで、給与所得控除の控除効果が低下しているのは、税率のブラケットの変化によって、給与所得控除の税負担軽減効果が高所得者に対して相対的に大きいためである。

公的年金等控除については、2015年税制のもとで大きく低下している。これは、2006年の税制改革によって、公的年金等控除の65歳以上の者に対する定額控除および最低控除額

が減額された結果、2004年税制のもとでの非課税世帯に税負担が発生するなど、低所得世帯の多い高齢世帯の税負担が増加したためである。公的年金等控除の効果が低下したことによって、2015年税制の控除効果が他年の税制と比較して大幅に低下していることが確認される。

モデル3の各種の所得控除に関しては、どの税制においても社会保険料控除を除いて、再分配効果がきわめて小さい。2003年の税制改革により、配偶者控除の適用対象者に対する配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止、2010年の税制改革によって、年少扶養控除及び年齢16歳～18歳の者に対する特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されるなど所得控除の改革が行われているが、全世界帯で見た場合、それらの税制改革の所得再分配効果への影響は限定的であることがうかがえる。

## 5.2 所得階級ごとの結果

表7は各年の税制を所得階級ごとに、税率効果と各種の控除効果に分解した結果である。低所得、中所得（下）、中所得（上）、高所得階級の階級内の税制効果と所得階級間の税制効果を示している。所得税制の税率は超過累進税率であるため、高所得階級になるほど税制による所得再分配効果が大きく、所得階級間でも所得再分配効果が確認できる。しかし、所得税は所得再分配効果を持つものの、その影響は税制によって異なる。以下では、モデルごとにそれぞれ税率効果と控除効果の観点から、税制改革による所得再分配効果の変化を明らかにする。

まず、モデル1の各所得階級ごとの影響を確認したい。低所得階級では、すべての年の税制において、階級内の税制効果がきわめて小さい。さらに、税制効果の値自体もほとんど変化していない。これは、モデル1、モデル2、モデル3で共通している。所得税の非課税世帯が存在することに加えて、所得税を負担していたとしても、多くの者がもっとも低い限界税率のもとで税を負担しているためである。したがって、低所得世帯の税制効果は、1988年から2015年の間に行われた控除の増額や税率のブラケットの変更といった税制改革の影響をほとんど受けていない。

モデル1では、税負担が少ない低所得階級と中所得階級（下）の税率効果はほぼゼロである一方で、中所得階級（上）、高所得階級および所得階級間では正の値をとる。また、低所得階級では、1995年の税率のフラット化と2007年の税率のブラケットの細分化といった税率の変更の影響をほとんど受けていない。低所得階級は、課税対象所得がゼロとなる世帯が多く、課税後所得のタイル尺度  $Y(1-d)_{Theil}$  と課税後所得の課税後タイル尺度  $Y(1-d)(1-t)_{Theil}$  にほとんど差が生じないためである。一方で、その他の所得階級および所得階級間の税率効果は、中所得階級（下）への影響は限定的ではあるものの、税制改革の



増加するにつれて控除効果が減少し、控除額が減少するにつれて控除効果が増加することが確認される。特に、1994年から1999年、2004年から2015年の間に大きな変化が見られる。1994年から1999年にかけて行われた、給与所得控除の増額、年少扶養親族や特定扶養親族に対する控除額の増額、2004年から2015年にかけて行われた65歳以上に対する公的年金等控除の減額が大きく影響したと考えられる。

以上のように、税率効果と控除効果の変化は税制改革と整合的であるものの、モデル1では*residual*に大きく依存しているため、税率と控除の税制の所得再分配効果に対する寄与度を正確に把握することは難しい。

次に、モデル2の税率効果と控除効果に注目し、それぞれの変化がどのように税制効果に影響したかを明示する。モデル2ではモデル1と異なり、低所得階級や中所得階級（下）の税率効果が高く、中所得階級（上）や高所得階級では税率効果が低い。これは、低所得世帯ほど、課税対象所得ベースでの格差が大きく、モデル2の税率効果の右辺第1項である課税前マイル尺度が大きいたことが原因である。しかし、税制改革による税率効果の変化の傾向は各所得階級で変わらない。具体的には、1999年税制までは税率効果が増加し、それ以降は税率効果が低下する。これは、税制の全体への影響を表した表6の議論と同じである。つまり、1999年税制のもとでは多額の控除によって課税対象所得に格差が生じたことによって、フラットな税率のもとでも課税後所得の格差が減少した。2015年税制のもとでは控除が減少したことで、課税対象所得の格差が縮小したため、税率のブラケットが細かくなっても課税後所得の格差が大きく、税率効果が減少した。

また、控除効果も税率効果と同様に各所得階級内、所得階級間で税制による変化の傾向が表6の全体の傾向と同様である。つまり、1994年税制や1999年税制のように控除額が増額された場合は、控除効果が低下し、2004年や2015年のように控除額が減額する場合は控除効果が増加する。

低所得階級から中所得階級（上）までは、上記の税率効果と控除効果の変化が相殺するように影響しているため、税制効果にはほとんど変化がない。一方で、高所得階級では、唯一2015年税制のもとで税制効果が増加している。税率効果は2004年税制より低下しているものの、控除効果の増加が税率効果の低下を上回ったためである。

最後に、モデル3を用いて、税率効果と控除効果の影響をみていきたい。モデル3では、表6の結果と同様に、税率効果はどの階級でも税制効果の中心的な役割を果たしている。モデル1と異なり、低所得階級でも税率効果が確認されることから、控除がない場合、所得税の税率は所得再分配効果を持つことが示された。特に、2007年の税制改革によって、低所得者に対する所得税率のブラケットが変更され、低所得階級内でも世帯によって限界税率に差がついたことで、2015年税制の税率効果が上昇した。

また、低所得階級以外でも税率効果は所得再分配効果を持ち、すべての所得階級、所得階級間において、1999年税制のフラットな税率のもとで税率効果が低下し、2015年税制の細分化された税率のもとで税率効果が増加する。したがって、税率のみの場合、所得階級、所得階級間にかかわらず、税率は累進度が高いほど所得再分配効果が高い。それに対して、控除効果の推移は所得階級によって異なる。中所得階級（下）以上の所得階級では、所得が高くなるほど控除効果が大きくなる。また控除効果のなかでも、各種の所得控除の効果の影響が大きい。この影響の違いは、各階級の年金収入世帯の数に依存していると考えられる。給与収入世帯に高所得者が多く、年金収入世帯に低所得者が多いのは、どの所得階級内でも同様である。年金収入世帯については、公的年金等控除の控除額が多く、その他の控除も含めた場合、課税対象所得がゼロになる者が多い。しかしながら、日本の税制では、たとえ控除の総額が収入を上回り、課税対象所得がゼロ以下になる場合でも、実際の課税対象所得はゼロであり、収入を上回る額の控除の恩恵を受けることができない。したがって、年金収入世帯の多い低所得階級や中所得階級（下）では控除が負の所得再分配効果を持つことになる。

モデル3の税率効果の変動については、限界税率と税率のブラケットの変化からある程度判断できるものの、控除効果については、さまざまな控除が含まれているため、どの控除が影響しているのかが分からなければ、控除効果の変動の要因を判断することはできない。そこで、控除効果を各種の控除の効果に分類し、それらの影響を見ることで、所得階級ごとの控除効果の変動要因を明らかにする。

まず、モデル3の控除効果は給与所得控除と公的年金等控除の影響が大きく、それぞれが相殺するように影響している。特に、所得階級内に占める年金収入世帯数と給与収入世帯数の差が少ない中所得階級（下）において、給与所得控除と公的年金等控除の影響がもっとも大きい。

それに対して、高所得階級では、給与所得控除および公的年金等控除の影響が他の所得階級よりも小さく、配偶者控除や扶養控除といった人的控除の影響が大きいことが分かる。高所得階級では、世帯主と配偶者が共働きすることで課税後所得が多い世帯が存在すること、他の階級と異なり、扶養控除の対象者が多い若年世代の課税後所得がもっとも少ないことが原因のひとつであると考えられる。

次に、各種の控除効果の変化に焦点を当てる。まず、給与所得控除の影響から見ると、1999年税制のもとで、中所得階級（下）に対する給与所得控除の効果の変化と中所得階級（上）、高所得階級および所得階級間に対する効果の変化が異なる。給与所得控除は1995年に増額されたため、1999年税制の給与所得控除額は1994年税制より増加している。また、給与所得控除のように高所得者ほど控除額が増加する控除は高所得者ほど税負担軽減効果が高い。したがって、給与所得控除の増額は給与所得控除の控除効果を減少させる。しかし、

1995年には、税率のブラケットの変更が同時に行われている。この改革によって、より高い税率の区分に直面している高所得者ほど、給与所得控除による税負担軽減効果が減少したため、中所得階級（上）や高所得階級では、給与所得控除の控除効果が上昇するという結果となった。

中所得階級（下）でも、上記のような中所得階級（上）や高所得階級に対する効果があったと考えられる。しかし、中所得階級（下）では、相対的に課税後所得が低い高齢者が多いため、給与所得控除が階級内の高所得者である給与所得者の税負担額を軽減する効果が大きく、1999年税制のもとで給与所得控除の控除効果が低下した。

さらに、給与所得控除額はほぼ変化していないものの2004年から2015年にかけて、給与所得控除の効果に大きな変化が生じている。これは、2007年に行われた税率のブラケットの細分化のためである。これまでの議論から、税制改革による控除額の変更がなければ、税率のブラケットの細分化は、高所得者の税負担を大きく軽減するため、給与所得控除の控除効果は低下する。低所得階級、高所得階級、所得階級間で給与所得控除の控除効果が低下しているのは、そのためである。しかし、中所得階級（下、上）では、給与所得控除の控除効果が増加している。その理由として、低い所得帯の税率のブラケットが細かく変更されたことが考えられる。それまで、課税対象所得が330万円以下のものに対して10%であった税率が195万円以下までは5%、195万円超330万円以下は10%の税率に変更された。給与所得控除によって課税対象所得が減少することで、適用される税率が軽くなり税負担が軽減される低所得世帯が増加したことで、給与所得控除の控除効果が増加した。

次に、公的年金控除は2004年税制までは、すべての階級および階級間で大きな変化はないものの、2015年税制のもとでは、控除効果が大きく低下している。これは2005年に行われた公的年金等控除の減額によって生じたと考えられる。どの所得階級においても、年金収入を得ている高齢者は低所得世帯が多く、高齢者の税負担を増加させる公的年金等控除の減額によって、課税後所得の格差が増加したためである。

給与所得控除や公的年金等控除と比較すると、モデル3の所得控除の控除効果は小さく、特に所得階級間では、結果的に税制改革による効果がほとんどないことを示している。しかし、各所得階級内の効果については、特に控除額が大きく変更された配偶者控除や扶養控除で変化が見られる。ただし、配偶者控除や扶養控除は世帯員の所得のみならず、世帯構成に依存するため、一概に所得階級内での影響を議論することは困難である。

### 5.3 年齢階級ごとの結果

次に、分析対象世帯を年齢階級ごとに分類することで、税制改革が世代内、世代間の所得再分配効果にどのような影響を与えたのかを考察する。表8は税制効果を年齢階級ごとに示

したものである。

まず、各年齢階級の税制効果について以下の点が明らかになった。全階級内、階級間で共通していることは、税制効果が1994年税制のもとで最大であり、その後は低下傾向にあるということである。また、高所得者がもっとも多い中年世代内の税制効果が高いものの、各年齢階級で所得再分配効果が確認されるため、比較的どの世代の税制効果も、全体の税制効果に貢献していると言える。このような結果を得られた要因を各モデルの税制効果と税率効果を用いて、明らかにする。

年齢階級ごとの税制効果を税率効果と控除効果に分類してみると、以下の点が明らかとなった。

表8 年齢階級ごとの税制効果

		若年世代					中年世代				
		88年	94年	99年	04年	15年	88年	94年	99年	04年	15年
モデル1	税制効果	0.072	0.079	0.076	0.068	0.050	0.090	0.101	0.091	0.085	0.077
	税率効果	0.017	0.021	0.013	0.015	0.040	0.042	0.046	0.032	0.033	0.057
	控除効果	-2.033	-2.199	-2.903	-1.952	-1.010	-1.301	-1.476	-1.822	-1.474	-1.075
	residual	2.087	2.257	2.966	2.005	1.021	1.350	1.530	1.880	1.526	1.095
モデル2	税制効果	0.007	0.007	0.007	0.006	0.005	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009
	税率効果	0.260	0.277	0.345	0.252	0.154	0.234	0.257	0.298	0.255	0.202
	控除効果	-0.254	-0.270	-0.338	-0.246	-0.149	-0.224	-0.246	-0.288	-0.245	-0.193
モデル3	税制効果	0.072	0.079	0.076	0.068	0.050	0.090	0.101	0.091	0.085	0.077
	税率効果	0.069	0.077	0.057	0.056	0.079	0.102	0.111	0.076	0.075	0.103
	控除効果	0.003	0.003	0.019	0.011	-0.029	-0.012	-0.011	0.014	0.010	-0.026
	給与所得控除	-0.019	-0.019	-0.010	-0.011	-0.022	-0.022	-0.022	-0.006	-0.006	-0.019
	公的年金等控除	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.004	0.004	0.004	0.004	0.002
	社会保険料控除	-0.011	-0.012	-0.010	-0.009	-0.012	-0.014	-0.015	-0.010	-0.010	-0.013
	基礎控除	0.003	0.002	0.004	0.004	-0.002	0.002	0.002	0.003	0.003	-0.001
	配偶者控除	0.011	0.014	0.015	0.008	0.004	0.007	0.009	0.010	0.005	0.003
	扶養控除	0.015	0.014	0.017	0.017	0.001	0.011	0.011	0.013	0.014	0.002
	老年者控除	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		高齢世代					年齢階級間				
		88年	94年	99年	04年	15年	88年	94年	99年	04年	15年
モデル1	税制効果	0.067	0.070	0.062	0.064	0.055	0.084	0.088	0.076	0.079	0.065
	税率効果	0.014	0.016	0.011	0.011	0.020	0.003	0.004	0.003	0.003	0.012
	控除効果	-9.340	-9.778	-9.961	-9.283	-7.398	-2.555	-2.606	-2.569	-2.431	-2.038
	residual	9.393	9.833	10.012	9.336	7.434	2.635	2.690	2.642	2.506	2.091
モデル2	税制効果	0.012	0.013	0.011	0.012	0.010	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	税率効果	1.880	1.961	1.993	1.869	1.520	0.161	0.164	0.162	0.155	0.134
	控除効果	-1.868	-1.948	-1.981	-1.857	-1.510	-0.157	-0.160	-0.158	-0.151	-0.131
モデル3	税制効果	0.067	0.070	0.062	0.064	0.055	0.084	0.088	0.076	0.079	0.065
	税率効果	0.082	0.095	0.070	0.067	0.108	0.109	0.125	0.091	0.088	0.137
	控除効果	-0.015	-0.024	-0.008	-0.003	-0.053	-0.025	-0.037	-0.015	-0.009	-0.072
	給与所得控除	-0.059	-0.061	-0.052	-0.052	-0.053	-0.099	-0.101	-0.082	-0.082	-0.084
	公的年金等控除	0.079	0.078	0.080	0.081	0.031	0.117	0.122	0.120	0.121	0.063
	社会保険料控除	-0.016	-0.018	-0.015	-0.015	-0.016	-0.023	-0.026	-0.021	-0.020	-0.024
	基礎控除	-0.005	-0.006	-0.005	-0.006	-0.006	-0.003	-0.006	-0.004	-0.005	-0.008
	配偶者控除	-0.006	-0.009	-0.008	-0.004	-0.004	-0.004	-0.007	-0.006	-0.003	-0.005
	扶養控除	-0.004	-0.005	-0.004	-0.004	-0.004	-0.019	-0.023	-0.025	-0.024	-0.013
	老年者控除	-0.004	-0.004	-0.003	-0.004	0.000	0.005	0.004	0.004	0.004	0.000

モデル1の税率効果と控除効果は、年齢階級内でも、これまでの全体の結果や所得階級ごとの分析とほぼ変わらず、同様の結果を示している。つまり、税率効果については、1999年、2004年税制のようなフラットな税率のもとでは低下し、1988年、1994年、2015年税制のように税率のブラケットが細分化されていれば上昇する。控除効果については、控除額が増額された1999年までは、控除効果が低下し、2004年、2015年税制のもとで控除額が減額されたことによって、控除効果が増加した。

ただし、年齢階級間の控除効果のみ、1999年に控除効果が増加している。1994年税制から1999年税制までは給与所得控除や人的控除の拡充が行われている。しかし、高齢世代は低所得世帯が多く、1994年までの税制の控除額のもとですでに課税対象所得がゼロとなる世帯が多く、1999年税制の下での控除額の増額は相対的に若年世代や中年世代の課税対象所得を大きく減少させた。したがって、所得階級間の課税対象所得の格差が縮小したことが、控除効果の増加につながった。

次にモデル2の税率効果と控除効果の変化に焦点を当てる。モデル2でも、年齢階級内の効果は全体の効果や所得階級内の効果と同様の変化が見られる。しかし、モデル2でも、年齢階級間の税率効果と控除効果の1999年税制での変化は、年齢階級内の効果と異なっている。

具体的には、1999年税制のもとで、年齢階級内の税率効果は増加し、控除効果は減少している。これは、モデル1の年齢階級間の控除効果の増加と原因は同じである。つまり、1994年税制から1999年税制へ変化したことによる控除額の増額は、若年世代や中年世代の課税対象所得を大きく減少させた。その結果、若年世代や中年世代の課税対象所得の格差を縮小させ、1994年税制と比較して控除効果が増加した。また、モデル2の年齢階級内では、税制改革による税率効果と控除効果の変化は所得階級内と同様であるが、年齢階級間では、年齢階級内とは異なる結果が得られることを示した。

最後にモデル3を用いて、控除の税負担軽減効果の観点から、税制改革の影響を評価する。まず、それぞれの年齢階級への税率効果、控除効果の推移を見ると、1999年から2004年にかけて若年世代と中年世代の税制効果が低下しているのは、主に控除効果が低下したためであり、高齢世代と年齢階級間の税制効果の上昇は控除効果が上昇したためであることが分かる。さらに、2004年税制から2015年税制への税制効果の低下の要因は所得階級の場合と同様、控除効果が大きく低下したためである。

若年世代と中年世代では、2015年税制を除いて、控除による負の所得再分配効果は小さい。むしろ、若年世代では2015年税制以外の税制のもとで、中年世代では1999年、2004年税制のもとで、控除は所得再分配効果を持つ。一方で、高齢世代および年齢階級間の控除効果はすべての年の税制を通して負の値をとっていることから、控除の適用前課税前よりも

課税適用後の所得格差を拡大させていることとなる。

税率効果、控除効果の推移を見ると、1999年から2004年にかけて若年世代と中年世代の税制効果が低下しているのは、控除効果が低下したためであり、高齢世代と年齢階級間の税制効果の上昇は控除効果が上昇したためであることが分かる。さらに、2004年税制から2015年税制への税制効果の低下の要因は所得階級の場合と同様、控除効果が大きく低下したためである。

次に、年齢階級ごとの各種の控除効果の結果に注目し、税制改革が控除効果に与えた影響を明らかにする。

第一に、給与所得控除は表6の結果と同様にすべての世代について、負の所得再分配効果を持つ。しかし、表6の結果と比較すると、若年世代と中年世代では、給与所得控除の所得再分配効果が高いことに加えて、給与所得控除がサラリーマンの必要経費の概算であるということ を考慮にいとると、ある程度の負の所得再分配効果はやむを得ない面があると言える。むしろ、年齢階級間の結果を見れば分かるとおりに、給与所得控除の負の所得再分配効果は年齢階級間、特に、高齢世代とそれ以外の世代との間の問題といえる。

給与所得控除の控除効果は1999年税制で増加し、2015年税制で低下する。1999年税制の場合は、1995年に給与所得控除額が増額されたものの、税率のフラット化が同時に行われたため、高所得世帯の税負担軽減効果が弱まり、給与所得控除の控除効果が増加した。一方で、2015年税制の場合、給与所得控除の控除額自体に変化はないものの、税率のブラケットの細分化によって、高所得世帯の税負担軽減が大きく軽減されたため、給与所得控除による所得再分配効果が低下したと考えられる。

第二に、公的年金等控除については、年齢階級間で大きな役割を果たしているため、ここでは年齢階級間の影響に注目したい。まず、年齢階級間の結果については、表6の結果と同様の結果が得られた。公的年金等控除は1990年に控除額が増額されたため、1994年税制には増額後の公的年金等控除が用いられている。公的年金等控除が適用される世帯は、ほぼすべてが高齢世代であり、高齢世代は若年世代や中年世代よりも低所得世帯が多い。したがって、公的年金等控除の増額は低所得世帯の税負担を軽減することになるため、1994年税制のもとで、公的年金等控除の効果の増加につながった。同様に、2007年には、65歳以上に対する公的年金等控除の減額が行われたため、それが年齢階級間の公的年金等控除の効果を低下させた。

第三に、各年代の所得控除の変化に焦点を当てたい。各種の所得控除の控除効果については、若年、中年世代では社会保険料控除を除いてほぼ正の値をとっていることから、所得控除は税制の所得再分配効果に寄与している。特に、配偶者控除と扶養控除の控除効果が所得再分配効果に大きく影響しているため、若年世代と中年世代内のこれら2つの控除効果の値

の変化について注目する。

配偶者控除については、2003年の税制改革によって、配偶者控除の適用対象者に対する配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止された。本稿の分析で使用したデータの場合、課税後所得を基準とした高所得世帯には、共働きで配偶者控除の適用対象外である世帯も多い。配偶者特別控除の部分的な廃止は、高所得階級よりもむしろ、低所得階級、中所得階級の税負担増加に寄与したため、若年世代や中年世代において配偶者控除の控除効果が低下したと考えられる。また、表中には示していないが、扶養控除に関しては、2010年改革による扶養控除額の減額の結果、若年世代と中年世代の扶養控除適用対象世帯および控除額が大きく減少したことを確認している。特に、若年世代および中年世代内の高所得世帯の扶養控除の減少幅がもっとも小さく、各世代での所得階級間の控除額および税負担の差が広がったため、扶養控除効果による所得再分配効果が減少したと考えられる。

第三に、高齢世代の所得控除の控除効果については、公的年金等控除が正の値をとるが、その他の控除効果はすべて負の値をとる。また、2015年の公的年金等控除の控除効果を除いて、各種所得控除の控除効果は若年世代や中年世代と比較すると、ほとんど税制改革による影響を受けていない。

原因として年金収入に対して公的年金等控除額が大きいこと、年金収入を主な収入とする高齢世代には低所得者が多いことが挙げられる。一般的に知られていることであるが、低所得層では公的年金等控除は給与所得控除よりも控除額が大きい。例えば年収200万円の給与収入を得ている者と年金収入を得ている者がいるとする。2004年税制の場合、給与所得控除は76.5万円であるが、公的年金等控除は65歳未満で87.5万円、65歳以上の場合は140万円であるため、給与所得控除とは大きな開きがある。2005年に65歳以上の者に対する最低控除額が140万円から120万円に減額されたが、給与所得控除の最低控除額である65万円と比較すると依然として高い水準にある。

また、高齢世代では年金収入者が大半を占めており、その多くが低所得階級あるいは中所得階級（下）に属する。したがって、所得の算出時に、公的年金等控除のみで所得がゼロとなる者が多いため、所得控除による税負担軽減効果の恩恵は所得が多い者しか得ることができない。その結果、各所得控除の控除効果は負の所得再分配効果を持つと考えられる。したがって、高齢世代では、そもそも所得控除額の変更などのといった税制改革の影響を受ける世帯が少ないため、公的年金等控除を除いた世代内の控除効果がほとんど変化しないという結果となった。

年齢階級間の各種の控除効果に関しては、主に以下の2点の結果が得られた。

第一に、年齢階級間の税率効果と控除効果を所得階級間および表6の全体の税率効果と比較すると、税率効果は非常に高いが、控除効果はきわめて低い。このことから、控除による

負の所得再分配の問題は所得階級というよりは、年齢階級間での大きな問題であると言える。

第二に、給与所得控除と公的年金等控除の控除効果がそれぞれ正反対の影響を持ち、控除効果の値自体もグループ内の効果より大きい。第三に、所得控除の控除効果は老年者控除を除いて、格差を拡大させる効果を持つ。

この3点についてはすでに述べたように、年金収入を主な収入とする高齢世代に低所得世帯が集中しており、給与収入を主な収入とする若年、中年世代世帯に高所得世帯が多いためである。

#### 5.4 収入グループ別の結果

次に、分析対象世帯を収入グループ別に分類することで、税制が収入グループ内で果たす役割について、特に、所得再分配効果に大きな影響を与えている給与所得控除と公的年金等控除の役割について分析を行う。表9は給与収入のみを得ている世帯、年金収入のみを得ている世帯、給与収入と年金収入の双方を得ている世帯の3つのグループ内および収入グループ間の税制効果を示したものである。

表9からは、これまでの結果の解釈をより強固にする結果が得られた。

表9の税制効果に注目すると、給与収入世帯の変化は表8の若年世代や中年世代の結果と、給与収入+年金収入世帯の変化は表6の各年の結果と、収入グループ間の税制効果については、表8の年齢階級間の結果と同様の動きを見せていることが分かる。年金収入世帯については、税制効果にほとんど変化がないが、2015年税制のもとで再分配効果が若干上昇している。

次に、モデルごとに、収入グループ内、グループ間の税率効果と控除効果の変化を明らかにし、税制の所得再分配効果の変化の要因について触れたい。まずは、モデル1の税率効果と控除効果に注目する。特に、適用される控除が異なる給与収入世帯と年金収入世帯を中心に説明する。

まず、モデル1の給与収入世帯では、これまでの分析と同様に税率効果は、税制改革による税率のブラケットの変化に影響を受けている。ここでもフラットな税率が適用される1999年税制や2004年税制のもとでは、税率効果が低下し、税率のブラケットが再度細分化された2015年税制のもとでは、税率効果も増加していることが確認される。控除効果についても、これまでの分析と同様に、控除額が増加する1994年、1999年には控除効果が低下するものの、配偶者特別控除の配偶者控除の上乗せ部分や年少扶養控除が廃止された2004年税制、公的年金等控除および扶養控除のさらなる削減が行われた後の2015年税制では控除効果が増加する。

表9 収入グループ別の税制効果

		給与収入世帯					年金収入世帯				
		88年	94年	99年	04年	15年	88年	94年	99年	04年	15年
モデル1	税制効果	0.089	0.099	0.090	0.083	0.074	0.012	0.011	0.011	0.011	0.017
	税率効果	0.040	0.045	0.030	0.033	0.062	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	控除効果	-1.306	-1.461	-1.873	-1.353	-0.829	-28.173	-29.586	-29.656	-28.214	-19.474
	residual	1.356	1.516	1.932	1.402	0.842	28.184	29.595	29.666	28.224	19.491
モデル2	税制効果	0.010	0.012	0.011	0.010	0.009	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
	税率効果	0.244	0.265	0.317	0.249	0.175	2.931	3.073	3.080	2.935	2.056
	控除効果	-0.233	-0.254	-0.307	-0.239	-0.167	-2.930	-3.072	-3.079	-2.934	-2.054
モデル3	税制効果	0.089	0.099	0.090	0.083	0.074	0.012	0.011	0.011	0.011	0.017
	税率効果	0.102	0.112	0.077	0.076	0.104	0.007	0.012	0.008	0.007	0.027
	控除効果	-0.013	-0.013	0.013	0.007	-0.030	0.005	-0.001	0.003	0.004	-0.010
	給与所得控除	-0.021	-0.020	-0.004	-0.005	-0.018	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	公的年金等控除	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.050	0.043	0.047	0.048	0.010
	社会保険料控除	-0.014	-0.015	-0.010	-0.010	-0.013	-0.010	-0.011	-0.010	-0.011	-0.007
	基礎控除	0.003	0.002	0.004	0.004	-0.001	-0.012	-0.012	-0.012	-0.013	-0.008
	配偶者控除	0.008	0.010	0.011	0.006	0.003	-0.007	-0.009	-0.009	-0.005	-0.004
	扶養控除	0.011	0.010	0.012	0.013	0.000	-0.002	-0.002	-0.001	-0.002	-0.001
	高齢者控除	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	-0.014	-0.011	-0.011	-0.012	0.000
		給与+年金収入世帯					収入グループ間				
		88年	94年	99年	04年	15年	88年	94年	99年	04年	15年
モデル1	税制効果	0.065	0.069	0.063	0.062	0.050	0.082	0.085	0.074	0.080	0.062
	税率効果	0.013	0.016	0.011	0.011	0.021	0.004	0.005	0.003	0.003	0.012
	控除効果	-3.788	-4.024	-4.279	-3.935	-3.398	-3.202	-3.259	-3.212	-3.256	-2.606
	residual	3.840	4.078	4.331	3.986	3.427	3.281	3.339	3.283	3.333	2.656
モデル2	税制効果	0.009	0.010	0.009	0.009	0.007	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	税率効果	0.663	0.698	0.734	0.684	0.603	0.196	0.199	0.196	0.199	0.165
	控除効果	-0.654	-0.688	-0.725	-0.675	-0.596	-0.192	-0.195	-0.193	-0.195	-0.162
モデル3	税制効果	0.065	0.069	0.063	0.062	0.050	0.082	0.085	0.074	0.080	0.062
	税率効果	0.085	0.097	0.072	0.070	0.103	0.099	0.115	0.086	0.083	0.132
	控除効果	-0.021	-0.027	-0.009	-0.008	-0.054	-0.017	-0.030	-0.012	-0.003	-0.070
	給与所得控除	-0.038	-0.039	-0.028	-0.028	-0.040	-0.113	-0.117	-0.102	-0.102	-0.097
	公的年金等控除	0.035	0.035	0.036	0.037	0.015	0.140	0.144	0.143	0.144	0.072
	社会保険料控除	-0.014	-0.016	-0.013	-0.013	-0.016	-0.021	-0.024	-0.020	-0.020	-0.022
	基礎控除	0.001	-0.001	0.000	0.000	-0.004	-0.004	-0.007	-0.005	-0.006	-0.008
	配偶者控除	0.002	0.001	0.002	0.001	-0.001	-0.007	-0.012	-0.011	-0.006	-0.006
	扶養控除	-0.004	-0.006	-0.006	-0.005	-0.007	-0.015	-0.018	-0.020	-0.018	-0.007
	高齢者控除	-0.001	-0.001	-0.001	-0.001	0.000	0.004	0.003	0.003	0.004	0.000

年金収入世帯では、税率効果がきわめて小さいうえに、控除効果の負の値がきわめて大きい。また、1995年や2007年の税率の改革が税率効果にほとんど寄与していない。これは、年金収入世帯では課税対象所得が低く、多くの世帯でもっとも低い税率が適用されているためだと考えられる。

次に、モデル2の税率効果と控除効果に焦点を当てる。モデル2の税率効果と控除効果については、給与収入世帯は表8の若年代や中年世代と、年金収入世帯は表8の高齢世代と、収入グループ間の結果は表8の年齢階級間の結果と整合的な結果が得られた。特に収入グループ間では年齢階級間の場合と同様に1999年税制のもとで、税率効果が低下する。このことから、1994年税制から1999年税制に変化した際の、控除額の増加は、特に給与収入世帯と給与収入世帯+年金収入世帯グループの税負担を軽減させたと考えられる。

最後にモデル3の税率効果と控除効果について、説明を行いたい。

モデル3においても、給与収入世帯の結果に関しては、税制効果と同様に年齢階級別の中年世代の結果と非常によく似た結果となっている。一方で、年金収入世帯は総じて収入が低く、所得税の税率が第1ブラケットの税率である世帯が大部分を占めるため、超過累進税率による所得再分配効果が機能していないことが分かる。また、年金収入世帯では、モデル1の場合と同様に、他のグループ内、収入グループ間と比較すると、税率が変化する税制改革の影響がきわめて小さいことがわかる。ただし、税率の第1ブラケットの金額が引き下げられた2015年税制のもとでは、2004年税制の0.007から0.027まで税率効果が上昇している。また、税率効果の値が税制効果を上回っているため、年金収入世帯内の税制効果を高めるためには、控除の見直しが必要となることを示唆している。

次に、収入グループ別の各種の控除効果を確認する。

第一に、給与収入世帯のみに限定した場合でも、給与所得控除の控除効果が負の値を取ることが分かった。ただし、給与所得控除の控除効果の値自体は、年金収入世帯が含まれてない分だけ小さい。

ひとつの原因として、給与所得控除は収入とともに控除額が上昇する制度であるということが挙げられる。控除によって課税対象所得が税率のブラケットの境まで低下する世帯が控除による税負担軽減効果の恩恵を最大限に享受することができる。したがって、収入とともに給与所得控除額が上昇することで、高所得者でも大きく課税対象所得が減額され、税率のブラケットが変化しやすくなる。さらに、その際には、税率の高いブラケットの税負担額が減額されるため、高所得者ほど税負担軽減額が大きくなる。その結果、給与所得控除は同じ給与収入グループ内でも格差を拡大させる。給与所得控除の影響は1999年に増加しているが、これは1995年の税率のフラット化によるところが大きく、2015年に再度控除効果が低下しているのは2007年のブラケットの細分化によるものである。

第二に、給与収入世帯の所得控除については、社会保険料控除以外のほぼすべての所得控除が正の値をとっていることから、所得控除が税の所得再分配に寄与している。特に、配偶者控除と扶養控除による影響が大きいことが分かるが、配偶者控除、扶養控除ともに税制改革による控除額の減額後に控除効果が大きく低下している。これは、年齢階級ごとの若年世代や中年世代の結果と整合的である。

第三に、年金収入世帯の公的年金等控除は、これまでの結果と同様に所得再分配効果を持つことが分かる。ただし、公的年金等控除についても、給与収入世帯が存在しない分だけ、控除効果の値が小さい。この結果は給与収入世帯の給与所得控除が負の所得再分配効果を持つこととは対照的である。これは双方の収入の分布に大きな違いがあるためである。給与収入世帯では、給与所得控除によって税率のブラケットが変更され、税負担が大きく低下する

高所得者が多いため、給与所得控除の控除効果は課税後所得の格差を拡大させる。

一方で、年金収入世帯では高所得者が少なく、公的年金等控除によって所得税が非課税となる低所得者が多い。低所得世帯が非課税になる影響が高所得者の税負担軽減効果を上回ることで、公的年金等控除が格差を縮小させるという結果となった。公的年金等控除の効果の変化を見ると、給与収入世帯とは異なり1999年税制のもとで、控除効果が低下するということは見られない。これは、給与収入世帯と異なり、低所得世帯が多く、1995年の税率のフラット化の影響を受ける世帯が非常に少なかったためである。また、2015年税制では、公的年金等控除の減額の影響のために、大きく公的年金等控除が低下していることが確認される。

第四に、年金収入世帯では各年の税制において所得控除の控除効果が負の値である。すでに述べたとおり、年金収入世帯内では、公的年金等控除額が大きいいため、所得が多い世帯のみが公的年金等控除以外の控除による税負担軽減の恩恵を受ける。そのため、各所得控除の控除効果が負の値を取る結果となった。年金収入世帯では老年者控除も負の所得再分配効果を持つ。これらの点については表8の高齢世代の結果と同様である。ただし、所得控除の控除効果は税制改革による変化がほとんど見られない。これは、年金収入世帯では、公的年金等控除の影響がきわめて大きいためだと考えられる。

第五に、収入別のグループで見た場合でも、2015年税制のもとで税制効果が低下している。特に、税率のブラケットが細分化されたにもかかわらず、高所得世帯が多い給与収入世帯でも税制効果が低下している。

収入別グループやグループ間でこのような結果が得られた理由は、2015年税制のもとでは、税率効果が大きく増加する一方で、公的年金等控除の控除効果が大きく減少しているためである。税率と公的年金等控除は2004年から2015年にかけて制度が変更されたため、その影響を受けていると考えられる。税率は2007年の税制改革によってブラケットが細分化され、2006年までは330万円まで税率が10%であったところが、2007年以降は195万円までが5%、195万円超330万円までが10%となった。年金収入世帯には低所得世帯が集中しており、課税最低限が195万円を下回る者も多数いる。この改革によって、低所得者、特に課税対象所得が195万円を下回る者の税負担が相対的に大きく低下したため、税率効果が増加した。

公的年金等控除の控除効果の減少については、公的年金等控除額の減額とともに税率構造の変化が影響している。2004年の税制改革によって、65歳以上の者の年金収入が260万円以下の場合には20万円、260超330万円未満の場合には20万円から37.5万円、330万円以上の場合には37.5万円の公的年金等控除額が減額された。税率構造に変化がなければ、控除額の減額によって、所得税が非課税であった一部の低所得者が新たに税負担を負う一方で、

2004年税制のもとで税負担を負っていた者の税負担も重くなる。しかし、実際には税率の変更により、年金収入世帯内で2004年税制のもとで所得税を負担していた者の税負担額が軽減された。その結果、年金収入世帯内における公的年金等控除の控除効果が減少した。

収入グループ間の結果についても年齢階級間の結果とほぼ同様の結果が得られた。給与収入世帯が若年、中年世代に集中し、年金収入世帯が高齢世代に集中していることを考えると、収入グループ間の結果が年齢階級間の結果と同様であるのは直感的にも明らかである。

## 6. おわりに

本稿では、全消匿名データを使用し、所得税の所得再分配効果を税率による効果と控除による効果に分類し、それぞれの影響を3つのモデルを用いて、明らかにした。以下では、本稿で得られた主な結果をまとめ、今後の課題を述べることで結びとする。まず、所得税による税制効果を税率による効果と控除による効果に分類したところ、以下の3点が明らかとなった。

①すべてのモデルで共通して、所得税による所得再分配効果は確実に低下傾向にある。モデル1とモデル2では共通して、税制改革によるさまざまな控除の増加によって、控除効果が低下していることが明らかになった。

また、1995年以降の税率のフラット化の変更が直接的に影響するモデル1とモデル3では、税率効果は低下する。一方で、課税ベースにも影響を受けるモデル2の税率効果では、税率がフラット化された期間に増額された給与所得控除や人的控除の影響を受けて、税率効果が増加するという結果を得た。ただし、モデル1では、税率効果と控除効果以外の*residual*が大きく影響しており、この効果があることによって、税率や控除の変更がどれほど税制効果に寄与したかを把握することが難しい。

②モデル3では、各年の税制において、税制効果のなかで税率効果の影響が大きい。控除効果に関してはフラットな税率のもとで所得再分配効果を持ち、税率のブラケットが細分化されると、負の所得再分配効果を持つ。また、控除のなかでも給与所得控除と公的年金等控除の影響が特に大きい。これは他の控除と比べて控除額が大きいためだけでなく、給与収入を得るものと年金収入を得るものとの所得差が大きいためでもある。また、給与所得控除の控除効果の変化には税率のフラット化も影響していることを示した。

③モデル3の全体の税制効果に対する各種の所得控除の控除効果の影響は小さく、税制改革による控除額の変化はそれほど所得再分配効果に影響を及ぼしていない。

所得税の税制効果を所得階級別、年齢階級別、主な収入別のグループに分類して、それぞれの税率効果、控除効果を算出することで以下の結果を得た。

①モデル1とモデル2の結果については、ほぼすべての階級内で全体の結果と同様に、控

除額の増額が税制効果を弱めていることを示した。しかし、年齢階級間、収入グループ間の結果では、それまでの控除額の増額によって、相対的に高所得世帯の多い若年、中年世代（給与収入世帯）の課税対象所得が大きく減少されるため、課税対象所得ベースの格差が縮小し、控除効果が増加するという結果を得た。つまり、控除による所得再分配効果の低下は若年世代や中年世代内の問題というよりも高齢世代内および年齢階級間の問題である。

②モデル3では、2015年税制のもとで、控除効果の低下が見られるが、給与収入世帯と年金収入世帯では、原因が異なる。給与収入世帯では、扶養控除の減額が大きな要因であり、年金収入世帯では、公的年金等控除の65歳以上の者に対する定額控除および最低控除額の減額が影響している。

本稿の結果から、税制による所得再分配効果は確実に低下していることが分かった。しかしながら、所得再分配効果の低下が問題であるかどうかは議論の余地がある。

まず、全体の結果によれば、2004年から2015年にかけての所得税の所得再分配効果の低下の主因は、公的年金等控除の減額である。つまり、公的年金等控除が減額されたために、課税前の所得よりも課税後所得の格差が拡大するということであるが、これは、年収が比較的低い高齢者の負担が増えるためであり、勤労によって収入を得ている世帯が多い若年世代や中年世代にはほぼ影響がない。

2003年の税制改正に関する答申でも、2004年以前の公的年金等控除に関して、「65歳以上の高齢者を経済力にかかわらず一律に優遇する措置であり、世代間のみならず高齢者間においても不公平を引き起こして」おり、「高齢者に対しても担税力に応じた負担を求めていかねばならない」と指摘している。

同答申が指摘しているように、年齢のみを基準に公的年金等控除を大幅に増額する積極的な理由がないうえに、公的年金等控除の減額による控除効果の低下は人口構造的な問題でもある。特に、高齢化が急速に進んでいる日本では、公的年金等控除の適用対象となる高齢世帯が急増している。

低所得者の多い高齢世帯が増えるほど、公的年金等控除の控除効果は増加するが、一方で公的年金等控除の減額による控除効果の低下も大きくなる。つまり、公的年金等控除の減額による控除効果の大幅な低下は全世帯に占める高齢世帯の増加が寄与している。したがって、公的年金等控除の減額による格差拡大はある程度は予想されるものであり、特にこの改革は上述の答申が指摘している問題の解消を図ったものであるため、その目的に照らし合わせれば、多少の所得再分配効果の低下は許容される可能性がある。

若年世代や中年世代では、配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止、16歳未満の扶養控除の廃止および16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止によって、それぞれの控除効果が低下していることを示したが、この点についても注意が必要であ

る。まず、配偶者特別控除については、2002年の税制改革についての答申のなかで、「経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点から是正を図り」、簡素化された経緯がある。また、同答申では、「配偶者控除に上乘せして、言わば『二つ目』の特別控除を設けている現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている」とも指摘している。つまり、配偶者控除の控除効果の低下は、中立的な税制を求めた結果であり、配偶者特別控除が配偶者の行動を歪めている可能性があることを考えると、この改革は必要なものであったと考えられる。

さらに、扶養控除の一部廃止については、民主党政権時の子ども手当の創設、公立高等学校の授業料の無償化にともなうものであることを考慮にいれると、所得税制だけでなくこれらの制度変更も含めたうえで、所得再分配効果を議論する必要がある。以上のように、税制効果の経年的な低下については、それぞれの税制改革に明確な目的があったことから、一概に所得税制の所得再分配効果の低下が問題であるということとはできない。

次に、各年の控除効果が低い要因のひとつである給与所得控除に焦点を当てる。給与所得控除は、ほとんどのグループ間、グループ内で負の所得再分配効果が見られた。しかしながら、年齢階級間、収入階級間での給与所得控除の負の所得再分配効果は勤労世代と高齢世代間の問題である。年金収入で生計を立てている高齢世代の所得が勤労世代よりも少ないのはある程度予測できる。また高齢世代では、勤労世代にはほぼ適用されない公的年金等控除によって税負担が大きく軽減されている。給与所得控除については年齢階級内、給与収入世帯内でも格差を拡大させる効果を有することが問題である。前節でも触れたとおり、原因の一端は給与収入額の増加とともに、給与所得控除額が増加することにある。所得再分配機能を強化することが望ましいとするなら、今後ますますの給与所得控除の改革が必要であると考えられることから、分析結果は2014年、2017年の税制改革における給与所得控除額の上限額の引き下げを肯定するものである。

本稿の分析に残された課題は以下のとおりである。

本稿の分析では、所得税による課税前所得と課税後所得の格差の変化のみに焦点を当てて分析を行った。しかし、所得格差は税制による影響のみならず、社会全体の人口構成、非正規雇用の増加やライフスタイルの変化による世帯構成の違いといった社会的要因ならびに景気の変動といった経済的要因にも大きく影響される。したがって、今後は所得格差を税制による影響と上記のような社会的、経済的要因による影響とに明確に分解し、それぞれの影響を分析する必要がある。

また、所得再分配効果とは別に、給与所得控除はかねてより問題点が挙げられている。例えば、平成24年度税制改正大綱では、「給与所得控除については、『勤務費用の概算控除』

と『他の所得の負担調整のための特別控除』の2つの性格を有しているもの」としながらも、「就業者に占める給与所得者の割合が約9割となっている現状で、『他の所得との負担調整』を認める必要性は薄れてきている」こと、「主要国との比較においても全体的に高い水準」であることが指摘されている。今後は、このような指摘を考慮に入れたうえで、どの程度の給与所得控除の水準が望ましいのかを分析することが必要である。

さらに、日本の個人所得課税には所得税の他に個人住民税がある。2007年の所得税の税率の変化は三位一体改革を踏まえたものであり、個人住民税と所得税を合わせた税率は変化しないように改革が行われていることを考慮にいと、所得税とともに個人住民税の個別の所得再分配効果に関する研究を行う必要がある。

#### 参考文献

- Miyazaki, T. and Kitamura, Y. (2014) “Redistributive Effects of Income Tax Rates and Tax Base 1984-2009: Evidence from Japanese Tax Reforms”, *IER Discussion Paper Series*, A.610.
- 大竹文雄 (2000) 「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』第480号, pp.2-11.
- 大竹文雄 (2005) 『日本の不平等：格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社.
- 大竹文雄・齊藤誠 (1999) 「所得格差化の背景とその政策的含意：年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果」『季刊社会保障研究』第35巻第1号, pp.65-76.
- 小塩隆士 (2004) 「1990年代における所得格差の動向」『季刊社会保障研究』第40号第3巻, pp.277-285.
- 小塩隆士 (2006) 「所得格差の推移と再分配政策の効果：「所得再分配調査」からみた1980-90年代の日本」, 『日本の所得分配：格差拡大と政府の役割』東京大学出版会, pp.11-38.
- 小塩隆士 (2010) 『再分配の厚生分析：公平と効率を問う』日本評論社.
- 北村行伸・宮崎毅 (2013) 『税制改革のミクロ実証分析：家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店.
- 佐藤哲彰 (2011) 「労働時間のジニ係数：労働時間の個人間不平等は拡大したのか」『統計研究彙報』第68号, pp.21-67.
- 田近栄治・古谷泉生 (2003) 「税制改革のマイクロシミュレーション分析」『現代経済学の潮流 2003』東洋経済新報社, pp.28-36.
- 田近栄治・八塩裕之 (2008) 「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」『季刊社会保障研究』第44巻第3号, pp.291-306.
- 橋本俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会.
- 林宏昭 (1995) 『租税政策の計量分析：家計間・地域間の負担配分』日本評論社.
- 望月正光・野村容康・深江敬志 (2010) 『所得税の実証分析：基幹税の再生を目指して』日本経済評論社.

**参考資料**

財務省(2010)「平成23年度税制改正大綱」.

財務省(2011)「平成24年度税制改正大綱」.

内閣府税制調査会(2002)「平成15年度税制改正に関する答申」.

内閣府税制調査会(2003)「平成16年度税制改正に関する答申」.

日本税理士会連合会税制審議会(2014)「給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について：  
平成26年度諮問に対する答申」.